

『異国使僧小録』の研究

— 近世に編纂された中世外交僧関係未刊史料 —

伊 藤 幸 司

はじめに

近世日本は、多元的な通交状態にあった中世段階から移行し、江戸幕府によって整備された通称「四つの口」と称される、極めて限定された外交関係が形成されていた。しかし、このような対外的に制限された世界でも、京都五山から選ばれた以酊庵輪番僧が外交文書を管掌するという中世的様相を残した対馬口（対馬藩）では、中世段階での外交に関する知識・故実が必要とされた。この結果、例えば対馬以酊庵周辺や京都五山では、後に『続善隣国宝記』として成立していく外交文書の収集がなされたりしている^①。一方、民間知識人のなかでも、中国や朝鮮の漢籍から日本関係の記事や詩文等を抜粋し編纂した、京都の松下見林著『異称日本伝』や、豊前（一説に豊後）の伊藤松著『隣交徴書』などの書籍が登場している。このような近世段階で編纂された書物は、前近代対外関係史を研究する者にとっても非常に有用な史料集として、今日我々が気軽に手に取って活用できるような刊本の形で出版されている^②。

ところで、これに類すると思われるものに『異国使僧小録』という書物がある。『異国使僧小録』は、中世後期に明や朝鮮へ渡海した禅僧について、彼らが如何なる素性の僧侶で、どのような使節として渡海し行動したのかを、京都

五山に所蔵される史料を典拠に各禅僧ごとに説明した江戸中期頃の編纂物である。登場する禅僧の多くは、室町殿の日本国王使として明や朝鮮へ渡海した者であるが、なかには南北朝期に征西將軍懷良親王名義の使者として渡海した者や、通交名義不詳の渡海僧も含まれている。従来、『異国使僧小録』について詳細に考察をした研究は皆無で、未活字状態のままとなっている。そこで、本稿では『異国使僧小録』を書誌的に説明し、詳細な内容分析を施すことで史料としての評価を定め、併せて全文翻刻をしていく。

一 『異国使僧小録』の諸写本

『異国使僧小録』は、『国書総目録』第一巻(岩波書店 一九六三年)によると一冊本で類別は伝記、写本が国立公文書館内閣文庫(平成一三年四月からは独立行政法人国立公文書館であるが、本稿では便宜上、内閣文庫と呼称)と京都大学に存在することが記載されている。本章では、現段階で所在が確認できる『異国使僧小録』の二つの写本について、書誌的説明をする。

(1) 国立公文書館内閣文庫所蔵本

国立公文書館内閣文庫所蔵『異国使僧小録』(以下、内閣本)は、請求番号・和書一八四函二六二号、法量縦二七・三cm×横一八・八cm、冊子本(右綴)の形態を取っており、表紙に「異国使僧小録 完」と書名が附されている。ただし、きれいに装丁された表紙に張り合わされている本来の表紙(旧表紙)には「進貢使僧小録」との文字があり、当初は「進貢使僧小録」の書名であったことが分かる。ただし、進貢とは海禁政策を展開する明との間のみに適用される言葉であって、朝鮮との通交には使用されるべきものではない。『異国使僧小録』には、明のみならず朝鮮へ渡海した外交僧も多く含まれていることを考えると、旧来の「進貢使僧小録」の書名は非常に不適切であったといえる。

それ故、内閣本は表装をし直す段階で、新たに「異国使僧小録」と書名を改めたものと思われる。

内閣本には、伝来を示す奥書の類は全く見当たらないが、書物中には数種類の蔵書印が押されている。朱色で明瞭に識別できる蔵書印には、「秘閣図書之章」印、「日本政府図書」印、「内閣文庫」印が確認できる。「秘閣図書之章」印は、明治維新後、江戸幕府の紅葉山文庫旧蔵本を受け継いで管理した大学・大史局・歴史課・修史館によって押されたものである。同印には甲乙丙三種の印が存在し、内閣本にはこのうち甲乙二種類の「秘閣図書之章」印が押されている。乙種印は、明治六年（一八七三）皇居炎上で焼失した丙種印の替わりに新彫された印で、明治一二年一二月に当初の丙種印を復刻した甲種印が使用されるまで押された。明治政府は、各省蔵書の集中管理を図り、明治一七年一月二四日太政官第一一号達によって太政官文庫を創設した。この時、紅葉山旧蔵本も太政官文庫に移管されている。その後、明治一八年一二月の内閣制度の発足に伴い、太政官文庫は内閣文庫と改称された。これに伴い、明治一九年二月二五日から「日本政府図書」印の使用が内閣文庫で開始され、前述の「秘閣図書之章」印は廃止された。「日本政府図書」印は昭和七年（一九三二）まで使用され、昭和八年以降、現在に至るまでは「内閣文庫」印が用いられている。この間、内閣文庫は昭和四六年七月に発足した国立公文書館内に移管されている。このように考察してみると、内閣本は江戸幕府の紅葉山文庫から内閣文庫へ伝来した書物ということになってしまいが、紅葉山文庫の図書出納・受入・購入・曝涼などを書き記した『幕府書物方日記』や、紅葉山文庫の目録類のなかに『異国使僧小録』の名前は登場しない。実は、「秘閣図書之章」印が押されている内閣文庫の書物には、明治維新後の新収雑書が混じっている場合がある。そして、結論的に言えば、内閣本は江戸幕府の昌平坂学問所旧蔵本から内閣文庫に伝来した書物なのである。

内閣本の表紙の右下部には、非常に見づらいが、「昌平坂」と読める黒印を確認することができる。この黒印は、昌平坂学問所旧蔵本のうち、林述斎（二七六八〜一八四一、江戸時代後期の幕府儒者）が徳川氏創業史の編修を目的と

して近世の史書や記録類を中心に収集した記録調所の蔵書資料に押されている。本来は、毎冊表紙右下部と巻末左下部の二箇所を押されているはずだが、内閣本は表紙右下部のみの押印となっている。

次に、内閣文庫に所蔵される昌平坂学問所旧蔵本目録で内閣本を確認してみる。まず、①『官庫書目』（二一八函八三号、文政八・天保三年写）所収「記録目録 下」の漫録部第七に「異国使僧小録 一」として登場するのが初見である。その後、②『記録目録 坤』（二一九函四一号、増補本二卷天保八年写）では、典故部十四・外国・第二函に「異国使僧小録 一本 写」として整理され、最も新しい③『昌平坂御記録目録 全』（二一九函六四号）でも、典故部十四・外国の箇所に「異国使僧小録 一本 同」となっている。

また、文政・天保年間頃に間宮土信と戸田氏徳らが編纂した記録調所蔵資料の解題目録『記録解題』巻十七に、『異国使僧小録』の解題が簡潔に説明されているので左に掲げる。

典故七 異国往来

異国使僧小録 一冊

明国・朝鮮等へ使遣し僧の事績をのせ、五山僧の考をめす、目録あり、開溪円宣より左省録年（寛生）にいたる三十五人、巻尾対州以酌庵輪番五山僧の名をのす、寛永十二年乙亥初渡東福寺玉峯に始り、享保年中天龍寺古溪におはる、

以上の考察より、内閣本は寛政年間に江戸幕府直轄の学問所を成立させた林述斎が記録調所の資料として収集したものの一つであった可能性が高いと推測することができる。そして、内閣本の表紙右上部に貼られる「典故」の小紙片は『記録解題』当時の分類の際に附されたものであり、右下部に貼られる「十四」の小紙片は②『記録目録 坤』作成時の分類に基づいていることが判明する。その後、内閣本は、明治維新後（明治六年皇居炎上後から同一二年の間）に大学・大史局・歴史課・修士館の新収雑書として紅葉山文庫旧蔵本とともに管理され、以後、太政官文庫から

内閣文庫へと伝来したのである。

(2) 京都大学文学部本

『異国使僧小録』のもう一つの写本は、京都大学文学部に所蔵されている。京都大学文学部(図書室)所蔵『異国使僧小録』(以下、京大本)は、請求番号・国史/こ二/六四、法量縦二六、五cm×横一九、〇cm⁷で、内閣本と同様に冊子本(右綴)の形態を取っており、表紙に「異国使僧小録 完」と書名が附されている。『国書総目録』によれば、京大本は昭和五年の写しと記載されている。また、京都大学文学部閲覧室の蔵書カードによれば、京大本は昭和六年三月三〇日に京都大学へ受け入れられたことになっている。このため、蔵書印として「京都帝国大学図書」印が押されている。ただし、京大本にも内閣本同様、伝来を示す奥書の類はなく、一体どこの『異国使僧小録』を写したのかさえ不明となっている。しかし、著者が実際に京大本を管見したところ、これは内閣本を転写したものではないかとの結論に至った。京大本と内閣本を比較すると、両者は構成がそっくりで、改行箇所も一致している。各個の文字の大きさの違いや、新字体・旧字体の異同が多少確認できるものの、恐らく京大本は内閣本を謄写したものではないかと推測される。

以上、現段階で確認できる『異国使僧小録』の二つの写本を書誌的に考察してみた。京大本が内閣本の写しである以上、現段階で確認できる『異国使僧小録』は内閣本の一系統のみということになる。ただし、内閣本も『国書総目録』によれば写本であって、原本の認定は受けていない。現在、『異国使僧小録』の原本の有無を確認することはできない。ゆえに本稿では、以下、内閣本を底本として『異国使僧小録』の研究を進めていくことにする。

二 『異国使僧小録』の分析

本章では、『異国使僧小録』を分析するに当たって、構成、成立時期、編纂者、編纂目的の順で考察を深めていく。

(1) 構成

『異国使僧小録』は、中世後期に明や朝鮮へ渡海した禅僧について、京都五山が自らの禅院に所蔵する史料のなかで、外交僧が登場する史料の全文、又は一部(抜粋)を報告する形で構成されている。具体的には、A・目次、B・①天龍寺古溪性琴・②相国寺蘭谷祖芳・③建仁寺江峰宗激・④東福寺石霜龍菴と天衣守倫・⑤西岩西庵からの報告及び、C・五岳耆宿の答目と、D・対州以酊庵五山輪番之次第からなっている。以下、『異国使僧小録』の構成順に従い、報告のまとめりにごとくに列記してみる。

A・目次

B・(京都五山からの史料報告)

- ①天龍寺古溪性琴の一回目の史料報告
- ②相国寺蘭谷祖芳の一回目の史料報告
- ③相国寺蘭谷祖芳の二回目の史料報告
- ④建仁寺江峰宗激の史料報告
- ⑤東福寺石霜龍菴・天衣守倫の史料報告
- ⑥西岩西庵の史料報告

C・五岳耆宿答目

① 天龍寺古溪性琴の一回目の史料報告

② 相国寺蘭谷祖芳の一回目の史料報告

③ 相国寺蘭谷祖芳の二回目の史料報告

④ 建仁寺江峰宗激、東福寺石霜龍菴・天衣守倫、西岩西庵の史料報告

⑦ 天龍寺古溪性琴の二回目の史料報告

(本来、Bに含まれるべきだが、⑦のみCの後に錯簡?している)

D・対州以酊庵五山輪番之次第

以上のように、『異国使僧小録』は大きくAとDの四つに分類することができる。このうち、A・目次は『異国使僧小録』で取り上げた外交僧三五人(実際は三四人、詳細は第三章)の名前を掲載しているのみで、特に考察すべきこととはない。D・対州以酊庵五山輪番之次第は、『異国使僧小録』本来の目的とはずれるため、恐らく附録的な意味合いで巻尾に付け加えられたものと考えられる。

さて、BとCは『異国使僧小録』の主要部分であり、特に検討を要する。まず、Cの冒頭部分にある「五岳耆宿答目」とは、京都五山の老僧からの答目という意味である。つまり、BとCは、何れも中世後期に明や朝鮮へ渡海した禅僧について、京都五山から報告された関係史料を羅列し、併せて史料報告をした各禅院の禅僧名を掲げているのである。両者は、ともに京都五山の同一禅僧たちから関係史料の報告を受けており、内容は類似している。しかし、両

者は類似しているとはいえ、若干の違いが確認できる。次に、BとCの異同を表記してみる。

[BとCの異同一覧]

B		C・五岳耆宿答目	
①		①	如瑤、機先、左省鈍牛の記述がない。
②	②には収められている浄業に関する「或旧記云」及び「義堂日工集云」の記述がない(ただし、③で記述)。	②	明空、允澎、芳貞、周護、徳林、圭籥、梵齡、中兌、道淵、永嵩、全密、秀彌、融円、宗礼、光以、正球、妙茂、慶瑜、等堅、全俊の記述がない。
③		③	開溪円宣、祖来、浄業、喜春、如瑤、宗設、宗礼、謙道、寿莫、永寿、祖阿の記述がない。
④		④	「請朝鮮修理建仁書」の史料がない。 建仁寺江峰宗澈の史料報告の「梅嶺和尚肖像讚」以降、東福寺石霜龍菴・天衣守倫の史料報告及び西岩西庵の史料報告の箇所が、「三考見前文、故今省之」として省略されている。
⑤			
⑥			
⑦			天龍寺古溪性琴の二回目の史料報告の記述がない。

このように、BとCは京都五山から報告を受けた禅僧が一致しているにもかかわらず、各箇所において記載内容に異同が確認できる。しかし、基本的にCの内容はBに含まれており、Bのほうがはるかに内容が充実しており、しかもBの部分は楷書体、Cの部分は草書体で記されている。これら諸点より、恐らくCは草稿、Bは清書として作成されたのではなからうかと考えられる。即ち、『異国使僧小録』は京都五山からの史料報告を清書(B)と草稿(C)を

合併させて目次(A)を附し、巻尾に对州以酹庵五山輪番之次第(D)を付け加えた体裁となっているのである。

報告内容では、京都五山の各禅僧たちが提出した史料について、「按く」などの形式で自らの意見を記しているのが特徴的である。特に、史料報告者の一人西岩西庵の意見を読むと、彼の関係史料博搜作業の一部は、建仁寺江峰宗徹と、東福寺石霜龍菫・天衣守倫らの史料報告を前提としてなされていたことが分かる。残念ながら、西岩西庵なる禅僧の詳細は不明であるが、この事実から推測できることは、彼が京都五山から提出された史料を閲覧できる立場にあったということである。他の報告者たちは、何れも京都五山の禅院の肩書きが付いているが、西岩西庵のみ僧名が単独で登場している。彼は、『異国使僧小録』の編纂者に近い立場にいた禅僧ではないかと想定できる。

(2) 成立時期

『異国使僧小録』には奥書の類がないため、正確な成立時期は全く分からない。しかし、『異国使僧小録』のなかには成立時期の推測を可能とする若干の情報が残されている。例えば、Cの冒頭には「享保庚子五岳耆宿答目」との記載があり、Cが享保五年(二七二〇)に「五岳耆宿答目」として成立したことが判明する。

さらに、京都五山から史料報告した禅僧たちの法階に注目したい。BとCで、史料報告をした禅僧の法階が変化しているのは、東福寺の石霜龍菫と天衣守倫の二名である。彼らは、Cの段階で史料報告した時は「西堂」の地位にあったが、Bの段階では「東堂」へと法階が昇格している。石霜龍菫は東福寺第二五四世、天衣守倫も東福寺第二五五世としてそれぞれ出世している。法階では、常に石霜龍菫の後に昇格する天衣守倫が東福寺の公帖を獲得したのは、享保六年四月二五日である。¹⁰⁾ ちなみに、石霜龍菫は享保一三年六月一四日示寂、天衣守倫は元文四年八月二三日に示寂している。

一方、B・Cの両方に対して、相国寺から史料報告をした蘭谷祖芳の法階は西庵(西堂)であったが、彼は享保三

年五月八日に真如寺の公帖を受け、享保六年二月二九日に相国寺の公帖を得て、享保一三年二月一八日に示寂して^①いる。ちなみに、建仁寺の江峰宗澈は宝永七年に建仁寺の公帖を受け、享保一五年正月一二日に示寂しており、天龍寺の古溪性琴は元文二年（一七三七）一月一三日に示寂している。これらの事実から、CはBより以前に成立していたことは確実である。具体的には、Cは享保三年〜同五年の間の史料報告に基づいて作成された草稿で、享保五年に「五岳耆宿答目」としてまとめられた。そして、Bは享保六年四月〜同年一二月の間に史料報告がなされ、その後で作成された清書だといえる。ゆえに、『異国使僧小録』の編纂もこの頃をそれほど下らない時期、少なくとも享保年間中頃には成立していたと考えられる。D・対州以酌庵五山輪番之次第が、享保五年五月二日〜同七年四月に以酌庵に輪住していた第五一番天龍寺古溪性琴で途切れていることは、この推測を傍証するものといえよう。

(3) 編纂者

現段階で、『異国使僧小録』の編纂者を特定することはできない。ただし、史料報告をした京都五山の天龍寺古溪性琴、相国寺蘭谷祖芳、東福寺石霜龍菫・天衣守倫たちは、いずれも対馬以酌庵の輪番僧として江戸時代の朝鮮通交を担った禅僧たちである。^②さらに、『異国使僧小録』の巻尾に「対州以酌庵五山輪番之次第」がわざわざ附されていることを考えれば、『異国使僧小録』は対馬以酌庵周辺の人物によって編纂されたのではないかと想定される。

ところで、第一章で内閣本は「進貢使僧小録」なる旧名であったことを指摘したが、これは恐らく内閣本の底本となった原本の書名が「進貢使僧小録」となっていたからだと考えられる。もし、当該期の日本の中央政権（江戸幕府やその周辺）や京都五山において『異国使僧小録』が編纂されたと仮定した場合、その書名として屈辱的な「進貢」なる語句を入れることは考えにくい。この点は、『異国使僧小録』は対馬以酌庵周辺で編纂されたとする本稿の推測を補強するものといえよう。

また、戦前の研究者白石芳留氏は、以酏庵研究に重要な資料として「異国使僧小録一卷(写)」を指摘されている。ただし、白石氏はその根拠は示されていない。

(4) 編纂目的

対馬以酏庵周辺において、如何なる理由で中世後期の外交僧について調べ、関連史料を『異国使僧小録』の形で編纂する必要があったのであろうか。まず、当該期の対朝鮮通交における対馬藩の状況を考えてみる。

一七世紀後半から一九世紀中期までの対馬藩は、長正統氏が「日鮮関係における記録の時代」と称されたように、非常に多くの記録が保存・作成された時期であった。特に、一七世紀末期に対馬藩の中央集権化が完成し、藩政機構の遂行には職務の先例となる記録類を整備しなければならなかった。また、国家体制の整備が一段落した朝鮮側が、草梁倭館への移転を始まりに、当該期頃より貿易その他対日関係全般について統制を急速に強めてきた。このため、対馬側は対朝鮮外交交渉上、故事先例に根拠を有した主張をする必要上、従来の朝鮮関係の諸記録の整備を急いでいたのである。¹⁵⁾『異国使僧小録』が成立したと推定される享保年間には、松浦霞沼の『朝鮮通交大紀』や雨森芳洲の『交隣提醒』などの書物が登場している。一方、当該期の京都五山では、財政的窮乏と五山僧の学問低下に起因して、対馬以酏庵へ輪住する朝鮮修文職を選ぶための碩学僧が減少していた。¹⁶⁾このような時代状況に対処するために、対馬以酏庵輪番僧や京都五山僧たちは、対朝鮮通交の外交文書起草に際し、参考となる史料を得るに従って蒐集した史料群を保有するようになっていたのである。

ところで、『異国使僧小録』には、中世後期の外交僧として著名な策彦周良や了庵桂悟らが全く取り上げられていない。むしろ、日本国王使としてはマイナーな外交僧が多く取り上げられている。そして、少なくとも『異国使僧小録』に登場する外交僧は、予め編纂者によって選択されていたように思われる。つまり、編纂者が調べてもらいたい外交

僧として提出したリストのようなものに基づき、京都五山が関係史料を報告しているようなのである。なぜなら、京都五山が報告する上で典拠とした史料群には、『異国使僧小録』で取り上げた外交僧以外にも、数多くの外交僧の関係史料が含まれているからである。京都五山では、禅院に所蔵される史料を博搜して中世段階での外交僧を調べる必要上、明らかに他の外交僧の関係史料も確認しているはずである。それにも関わらず、『異国使僧小録』では一部のマイナーな外交僧しか登場しないのは、予め編纂者から特定の外交僧の関係史料の収集が依頼されていたとしか考えられない。このように推測することで、『異国使僧小録』に策彦周良や了庵桂悟など、著名な外交僧が取り上げられなかったという疑問も説明できる。しかし、同時に、依頼されたリストの名前のみに基づいて史料の博搜がなされたようなので、同名異人の関係史料を報告してしまうなどの初歩的な誤りも生じさせたようである（詳細は第三章）。

なぜ、マイナーな外交僧をピックアップして調査したのであろうか。詳細は不明であるが、先に『異国使僧小録』は対馬以酊庵周辺で作成されたのではないかとの仮説に従えば、次のように推測するのが妥当だと思われる。即ち、前述したように当該期、対馬以酊庵周辺（輪番僧など）や京都五山では、対朝鮮通交の外交文書起草に際して先例故実等を知る必要上、参考となる史料を得るに従って蒐集していた。この過程で収集された中世段階の外交文書などには、数多くの外交僧の名前が登場するが、なかには素性不詳の外交僧も多くいたであろうことは想像に難くない。即ち、以酊庵周辺では先例故実を徹底するためにも、これら数多くの素性不詳の外交僧についても、その素性を調査しようと考えたのではなからうか。そして、その結果成立したのが『異国使僧小録』であつたものと思われる。

では、対馬以酊庵周辺で編纂されたと推測される『異国使僧小録』が、なぜ昌平坂学問所に写本として旧蔵されたのであろうか。林述斎が収集したと思われる内閣本であるが、彼は対馬とも少なからぬ関係を有していた。実は、彼は文化八年（一八一二）二月、同年一〇月まで朝鮮通信使応接のために対馬に赴き、書記として通信使一行と筆談や唱和をし、文物の贈答を行っている¹¹。この際、既に以酊庵周辺で成立していた『異国使僧小録』の原本を彼が発見し、

昌平坂学問所の記録調所の資料として写本を作成したと想定するのが、最も可能性があるのではなからうか。

三 『異国使僧小録』にみる外交僧

本章では、『異国使僧小録』に取り上げられた外交僧の記述(史料)を、目次の項目順に従って個別検討していく。その際、典拠史料の確認も行い、特に説明の必要があると思われる箇所については詳細な考察をする。

聞溪もんけい円宣えんせん

「宋文憲公護法録」や「王士驥皇明馭倭録曰、按洪武実録」といった典拠が示されているように、『異国使僧小録』では明側の史料を引用している。『明実録』は、江戸時代に中国から舶載された写本が宮内庁書陵部・内閣文庫・国立国会図書館に現存しているが、享保年間に当該史料を報告した相国寺にも写本が存在していたことを示している。聞溪円宣は、遣明使として渡海したこと以外、何も分からない。唯一、明・洪武八年(一三七五)初頭に、帰朝の途につこうとしていたことが判明しているに過ぎない¹⁸⁾。ところで、相国寺から聞溪円宣の關係史料として、彦龍周興の『半陶藁』「聞溪字説」が挙げられている。面白いのは、末尾に「聞溪後有入唐之事乎、此説不見此事」と報告者の意見が書かれていることである。恐らく、「聞溪」という道号が一致することから、この字説を報告したのであろうが、実のところ字説の聞溪と聞溪円宣は全くの別人である。『半陶藁』「聞溪字説」の聞溪は、九州の聞溪口藁のことで文明年間頃に活躍した曹洞宗の禅僧である。

浄業しんげん(子建浄業しけんじやうぎやう)

子建浄業は、臨濟宗大恵派の中巖円月の法嗣である¹⁹⁾。彼に関する詳細な研究は、既に玉村竹二氏と村井章介氏によつ

て明らかにされている。⁽²²⁾ 彼については、義堂周信の『空華日用工夫略集』に収められる「業子建書」を、玉村氏と村井氏の間で入明の時期をめぐって解釈のずれが生じている。玉村氏は子建浄業の応安七年（一三七四）の遣明使としての入明を否定しているが、やはり村井氏の主張する通り、同年に聞溪円宣らとともに遣明使として渡海したと解釈する方が妥当であろう。ところで、『異国使僧小録』には『本朝高僧詩選』に収められる子建浄業の「孤雲」の漢詩を紹介している。『本朝高僧詩選』は、元禄六年（一六九三）に海巖道熙が二卷二冊組で編纂した漢詩集である。⁽²³⁾

喜春きしゆん

喜春は、前述の聞溪円宣や子建浄業らとともに遣明使として入明した禅僧である。『異国使僧小録』での引用史料も彼らと同様のものとなっている。現段階において、彼は不詳の人物であるが、玉村竹二氏が夢窓疎石の法弟の太平妙準の法嗣、大喜法忻の弟子ではないかと指摘されている。⁽²⁴⁾

如瑤じよよう

『異国使僧小録』では、如瑤⁽²⁵⁾について「菊池家譜録」「堯山堂外記」「明太祖高皇帝御製文集」から引用している。南朝方菊池氏の「菊池家譜録」が引用されていることに象徴されるように、何れの史料においても如瑤は征西將軍懐良親王方の使者として明へ赴いたことが書かれている。特に、「菊池家譜録」では大宰府に居た懐良親王の養子の泰成王が応安四年に遣明使として如瑤を送ったとしている。しかし、当該期の大宰府は既に北朝方の九州探題今川了俊が押さえていることは確かであり、「菊池家譜録」の信憑性が問われる所である。最近、この時期の良懐名義の通交には北朝（室町幕府側）の仕立てた偽使が混じっていたという指摘が提示されており、如瑤についてもその系字「如」より別源円旨の法系に連なる禅僧ではないかとの報告があり興味深い。⁽²⁶⁾ もし、如瑤が幕府重臣斯波氏に近い別源円旨に

関わる人物であれば、当然彼は北朝方の偽使として明へ渡海したことは明らかであろう。なお、引用史料の「菊池家譜録」という書物の詳細は不明である。また、如瑤が洪武帝から日本の風俗について問われた一文が中国側の複数の史料に残されている²⁷。これらによると、如瑤は「啞哩囉哈」「答里麻」「普福」などと表記されており非常に興味深い。

祖来^{そらい}

『異国使僧小録』の引用では、「王士驥皇明馭倭録曰、按洪武実録」とあるので、明の洪武帝（太祖）の『太祖実録』を典拠としていることが判明する。洪武三年に明使が征西將軍懐良親王の下を訪れた結果、翌年に日本から明へ最初に派遣された使節が祖来の一行であった²⁸。

祖阿^{そあ}

『異国使僧小録』の典拠は「応永八年日本准三后道義上太明皇帝階下書」であるが、これは『善隣国宝記』巻中二号文書のことを示している。周知のように、祖阿は筑紫の商客肥富とともに明の建文帝へ遣わされた正使で、足利義満が派遣した遣明使として初めて明側に受け入れられた。

道淵^{どうえん}（龍室道淵）

龍室道淵は、足利義教が日明通交を再開した最初の遣明船正使として、永享四年に渡明した大覚派の禅僧である²⁹。彼に関する報告は、天龍寺・相国寺・東福寺から行われている。特に、天龍寺からは詳細な報告があった。天龍寺の報告内容には典拠史料の記載はないが、『扶桑五山記』にはほぼ同様の一文が確認できる³⁰。天龍寺には、『扶桑五山記』と類似した性格を有する『支桑禅刹』（天龍寺慈濟院所蔵）が残されており、或いはこれを典拠としているのかも知れ

ない。龍室道淵は、渡明に先立って、幕府から天龍寺（第九一世）の公帖を受けており、天龍寺との関係を窺うことができる。ただし、『異国使僧小録』では龍室道淵の師・宏書記（前漢道淵）を法嗣（法嗣）としているが、正しくは蘭溪道隆の弟子の靈鋒（法嗣）の法嗣である。

寿允じゆん

南北朝の合体が成った明德三年（一三九二）、朝鮮から李成桂（或いは恭讓王か？）の使僧覺鎚が倭寇の禁圧を求めてきたのに対し、將軍足利義満は賊船の禁圧・俘虜の刷還・隣交を修する旨を告げた答書を絶海中津に起草させ、僧寿允を使いとして渡海させた。²² 寿允に関する東福寺からの報告は、『善隣国宝記』巻上の「答朝鮮書」に寿允の記載があることを指摘するだけであり、詳細は触れられていない。米谷均氏によれば、寿允は中庵寿允といい、南北朝期の延文四年（一三五九）に中国へ渡る途中、嵐に遭って高麗に漂流し、当地の官人たちと詩文の交歓をしているという。²³ ところで、『異国使僧小録』には相国寺からの報告として顕峯寿允なる禅僧の指摘をしている。恐らく、先の寿允と法諱が同一であることから、日本国王使として渡海した寿允として、顕峯寿允の關係史料を報告したものと思われる。しかし、報告によれば顕峯寿允は、天文一〇年（一五四一）に出雲国安国寺（諸山）と山城国真如寺（十利）の公帖を受けた禅僧で、日本国王使として渡海した寿允とは全く活動時期が異なっている。相国寺側が、室町初期の寿允と戦国期の顕峯寿允を法諱の一致ということのみで、同一人物と勘違いしたのであろう。また、顕峯寿允の公帖關係史料は、相国寺に残されていた「住持簿」に依拠するとされているが、この「住持簿」こそ現在相国寺慈照院に所蔵されている『鹿苑院公文帳』（正式には『五山位次簿』『十利位次簿』『諸山位次簿』と呼称）のことと考えられる。『鹿苑院公文帳』には、報告通りの顕峯寿允の公帖記事が記載されている。²⁴

允澎 (東洋允澎)

東洋允澎は夢窓派靈松門派の絶海中津の法嗣で、宝徳年間、足利義政が派遣した遣明船史上最大規模の九船が渡海した時の正使である。『異国使僧小録』では、『善隣国宝記』巻中二八号文書の抜粹に依拠している。ただし、天龍寺の報告内容の典拠は不明であるが、恐らく龍室道淵の場合と同様、天龍寺に残された『扶桑五山記』と類似した性格を有する『支桑禅利』(天龍寺慈濟院所藏)などに依拠しているであろう。

芳貞 (如三芳貞)

東洋允澎とともに、宝徳三年(一四五二)発の遣明船綱司として渡明している。現在でも彼に関する詳細は不明である。東洋允澎と同様、『善隣国宝記』巻中二八号文書のみが典拠史料として示されている。彼については、他に『鹿苑日録』明応八年(一四九九)八月六日条に細かい記載があり、天龍寺東班衆であることが分かる。ただし、『異国使僧小録』では全く触れられていない。

明空 (明空志玉)

『善隣国宝記』巻中四号文書の抜粹より、応永一〇年(一四〇三)、足利義満が明の皇帝永楽帝に献じた、絶海中津の起草に依る上表文に明空の名が登場する。この時、彼は遣明船正使の堅中圭密らとともに入明を果たしている。彼の詳細は不明であるが、『廬山寺代々住持』に「入宋於舟中逝」とあり、遣明船渡海中に死去したことが判明する。『異国使僧小録』では、『善隣国宝記』巻上を典拠とするが、巻中の誤りであることは明らかである。

圭籌けいしゆう

圭籌は、足利義持の使者として梵齡とともに数回朝鮮へ赴いた経歴がある。その主目的に大藏經の獲得にあつたことは、既に多くの先学の指摘するところである。⁽⁴⁰⁾『異国使僧小録』は、『善隣国宝記』巻中一七号文書の抜粹を典拠としている。

梵齡ぼんれい

梵齡も、圭籌とともに足利義持の派遣する日本国王使として日朝通交に活躍した。永享四年(一四三二)には、足利義教の使節として朝鮮へ渡海したが、富山浦で死去した。⁽⁴¹⁾圭籌と同じく、『善隣国宝記』巻中一七号文書の抜粹を典拠としている。

中兌ちゆうたい(虎溪中兌・虎巖梵兌)

虎巖中兌(梵兌)は、夢窓派鹿王門派の春屋妙葩の法嗣で、⁽⁴²⁾朝鮮から大藏經の一部を獲得し、回礼使朴安心と帰朝した圭籌らに引き続き、足利義持が派遣した日本国王使である。⁽⁴³⁾彼は帰朝後、渡海の労を認められて、建仁寺に出世している。⁽⁴⁴⁾『異国使僧小録』では、『善隣国宝記』巻中一八号文書の抜粹を典拠としている。

永嵩えいそう(雪巖永嵩)

長祿元年(一四五七)に朝鮮へ赴いた日本国王使に、建仁寺の雪巖永嵩・全密と寂路庵恵光がいる。彼らは、建仁寺勸進のために朝鮮へ大藏經求請と錢の下賜を求めた。⁽⁴⁵⁾ところで、『異国使僧小録』には、この日本国王使の關係史料として、「請朝鮮修理建仁書」が建仁寺からの報告に基づき揚げられている。「請朝鮮修理建仁書」は、この時幕府が

朝鮮国王へ宛てて起草した、『善隣国宝記』卷中三〇号文書の遣朝鮮国書⁴⁶とほぼ同様の文であり注目される。「見慈照院殿書翰」とあるので、恐らく雪巖永嵩らが幕府から下賜された遣朝鮮国書を、建仁寺側で写しを取っておいたものが残っていたのであろう。『異国使僧小録』では、雪巖永嵩に関して、彼が贊文を起草した「梅嶺和尚肖像讚」も掲載されている。梅嶺礼忍は仏源派の鉄庵道生の四世孫で、建仁寺第一一八世である。⁴⁷雪巖永嵩は大覚派の禅僧で、⁴⁸帰朝後、建仁寺第一九〇世として出世している。⁴⁹

全密^{ぜんみつ}

前述の雪巖永嵩らとともに、建仁寺の勸進船で朝鮮へ渡海した。彼は、恵光とともに国書を改竄し、帰朝後に不正が明るみに出て闕所に処されている。⁵⁰

秀彌^{しゅうみ}

長祿三年に朝鮮へ渡海した日本国王使秀彌の関係史料『善隣国宝記』卷中三三号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。

融円^{ゆうえん}

応仁二年（一四六八）に朝鮮へ渡海した日本国王使融円の関係史料『善隣国宝記』卷中三五号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。

宗礼けんそうらい（謙叟宗礼？）

応仁二年に日本国王使融円とともに朝鮮へ渡海した宗礼の關係史料『善隣国宝記』卷中三五号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。興味深いのは、天龍寺が宗礼の素性を大応派の物外可什の法嗣謙叟宗礼けんそうらいだと認識し指摘していることである。しかし、応仁二年に朝鮮へ赴いた宗礼と謙叟宗礼を、同一人物と見なすことには疑問を感じる。謙叟宗礼の師の物外可什は、既に貞治二年（一三六三）二月八日に示寂しており、もし謙叟宗礼が日本国王使として渡海していたならば、少なくとも一〇〇歳を越える高齢で任務を果たしたことになり肯首しがたい。謙叟宗礼が物外可什の拜塔嗣法であつた可能性も考えられるが、これを窺わせる關係史料もなく、恐らく天龍寺側が宗礼という法諱の一致から、謙叟宗礼を渡海した宗礼と間違えて報告したとするのが妥当であろう。

光以こうい

文明三年（一四七一）に日本国王使として朝鮮へ渡海した光以の關係史料『善隣国宝記』卷中三六号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。注目すべきは、天龍寺と東福寺の報告で、従来不詳であつた光以の素性が指摘されていることである。これらによれば、光以は聖一派三聖門派の斯立光幢の法嗣で、東福寺宝勝院の禅僧であることが判明する。宝勝院は、斯立光幢が開創した塔頭である。玉村竹二氏によれば、斯立光幢の法嗣に光以という法諱を持つ者は確認されていない。しかし、この斯立光幢の法系からは多くの渡海僧が登場しており、かつ彼の法嗣には「光」の系字を有する者が多い。时期的にも、斯立光幢の法嗣の光以が文明三年の日本国王使となつても問題はなく、恐らく天龍寺の報告は正確な情報といえよう。ただし、天龍寺と東福寺が何に基づいて、この報告をしたのかは記載がなく不明である。

〔東福寺聖一派三聖門派法系略図〕

円爾—東山湛照—愚直師侃—浦雲師棟—理中光則—斯立光幢—栖霞德肖—圭甫光瓊—蘭圃光秀

—芳卿光隣—檀叔光悦

—東帰光松—仁如光堯

—光精

—光以

正球しょうきゅう（梅霖正球？）

文明六年に日本国王使として朝鮮へ渡海した正球の關係史料『善隣国宝記』卷中三七号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。同文書は、横川景三の『補庵京華前集』にも所収されており、⁵⁶『異国使僧小録』でも指摘している。正球は、先年朝鮮に通交した王城大臣使（細川・伊勢両氏）は偽使である旨を記載した国書を持たらしたため、以後、日朝両国間で日本の使者の真偽の識別を象牙製の符驗（牙符）によって照合する制度が成立した。⁵⁷ところで、『異国使僧小録』では正球の關係史料として、相国寺が「或旧記」を典拠に、彼を栢庭清祖の法嗣梅霖正球で、嘗て建仁寺書記の法階にあつたと報告している。従来、正球の素性は不詳であつたが、これが事実なら彼は夢窓派大雄門派の禅僧ということになる。栢庭清祖は足利義満の兄で、建仁寺を主な活動の場とし応永五年六月二八日に示寂している。⁵⁸時期的なことを考慮すれば、文明六年に梅霖正球が日本国王使として渡海したとは考えにくい、完全に否定することもできない。典拠が「或旧記」としか明記されていないこともあり、現段階で正否は後考に期したい。

妙茂(竺芳妙茂)

文明八年に遣明船正使として明へ渡海した夢窓派靈松門派の竺芳妙茂(竺)の關係史料『善隣国宝記』卷中三九号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。同文書について、『異国使僧小録』では横川景三『補庵京華前集』(8)にも収録されていることを指摘しており、さらに西岩西庵の報告により彦龍周興『半陶藁』所収の同文書が全文掲載されている。(9)興味深いのは、相国寺からの報告として『龜泉日記』文明一八年丙午五月廿九日条を抜粋引用していることである。『龜泉日記』とは、文明一六年に蔭涼職に就任した一山派の龜泉集証の日記で、一般的には『蔭涼軒日記』として知られている。現在、関東大震災で焼失した原本は、本来京都相国寺慈照院に伝来していたもので、『異国使僧小録』の『龜泉日記』抜粋はこの原本に基づいたものと考えられる。ただし、現在、我々が目にする増補続史料大成本『蔭涼軒日記』の同日条では、「大唐返表并別幅、裏黃帟、又裏黃絹、入檜箱、小而薄赤漆也、」(傍点は筆者、以下同じ)となっているものが、『異国使僧小録』の抜粋では「大唐返表并別幅、裏黃紙、又裏黃絹、入絵箱、小而薄赤漆也、」と記載されており、若干の異同が確認できるが、原本が失われており確認する手だてではない。

慶瑜(玉英慶瑜)

前述の竺芳妙茂とともに遣明船副使として渡海した禅僧であり、『異国使僧小録』掲載史料でも竺芳妙茂と同様のものとなっている。玉英慶瑜は、竺芳妙茂と同様、夢窓派靈松門派に所属し、東洋允澎の法嗣に当たる。(10)

等堅(梵堅)

長享元年(一四八七)に日本国王使正使として朝鮮へ渡海した等堅の關係史料『善隣国宝記』卷下一一号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。等堅は、越後安国寺の大藏経求請使として渡海した。(11)なお、日本側史料の

『蔭涼軒日録』では「梵堅」と記載されているが、彼が等堅と同一人物であることは明らかである。従来、等堅については不詳であったが、『異国使僧小録』には彼の素性や日本国王使として渡海する様相を知る上で重要な史料が所収されている。それは、天龍寺から報告された「荅景德堂頭和尚書」（等堅書状）である。書状は、等堅が対馬佐賀の景德庵主仰之梵高へ宛てた返書で、文末には彼が渡海に際し読んだと想定される詩文も見ることが出来る。国際交流を担う外交僧たちのネットワークを具体的に垣間見ることが出来る貴重な史料である。対馬へ送られた書状の写し（或いは案文か？）が天龍寺に残されていたことは、等堅が天龍寺関係者であることを示している。前近代の天龍寺が数度の火災に見舞われていることを考慮すれば、現在の天龍寺（塔頭）内に当該文書が現存している可能性は低く、『異国使僧小録』に所収されることで書状の内容が現在に伝わったことは、『異国使僧小録』の史料的価値を高めるものである。

寿莫（堯夫寿莫）

「皇明資治通記」より、明・弘治八年（一四九五）に遣明船で渡海した堯夫寿莫の關係史料であることが判明する。「皇明資治通記」は、明・嘉靖年間に陳建の撰した『皇明通記』のことと思われる。明・弘治八年は、日本年号で明応四年に当たる。この遣明船は、遣明使の選定に紆余曲折があり、結局、夢窓派鹿王門派の堯夫寿莫が正使に任命され使命を果たした。

宗設（謙道宗設）

『異国使僧小録』では「皇明資治通記」を典拠として、寧波の乱の様相とともに謙道宗設のことについて書かれている。彼は、關係史料のなかで「宗設」と法諱で記される場合と、「謙道」と道号で書かれる場合が混在しており、一

見別人として間違えられる可能性が高い。『異国使僧小録』でも「宗設」と「謙道」を別人として立項してしまっている。このため、『異国使僧小録』の目次の外交僧は三五名となっているが（『記録解題』巻十七の記述も同様）、実際は三四名の外交僧の記載内容しかない。ところで、謙道宗設に関する素性は、大内氏の派遣する遣明船正使となっていることから、大内氏に近い禅僧であることは推測されるが、多くのことは不分明のままとなっている。従来、唯一、指摘されて来たのは、月舟寿桂の『幻雲文集』所収の遣明表別幅に「西人宗設」とあることから、渡来人ではないかとも考えられていた。⁽⁸⁾しかし、寧波の乱後の朝鮮側史料に「設乃对馬西路倭也、詐称朝貢、先到寧波府、素卿以真朝貢倭後到、備言宗設之詐、設大怒、乃作乱、由是得罪」とあり、彼が对馬と関係が深い禅僧であったことが判明する。⁽⁹⁾遣明表別幅の「西人」宗設とは、对馬「西路」倭に通ずる表記だと思われる。

瑞佐（鸞岡瑞佐・鸞岡省佐）

寧波の乱の際、大内氏側の遣明使謙道宗設に殺された細川氏側の遣明使であったため、前述の謙道宗設と同様の史料が『異国使僧小録』で引用されている。他には、景徐周麟の『翰林葫蘆集』⁽⁷⁾の詩文の一部が引用されている。しかし、引用されている道号領に登場する商霖瑞佐は一山派の仁如集堯の法嗣であり、遣明使として入明した鸞岡瑞佐とは法諱の一致こそすれ、別人であることは明らかである。この点は、『異国使僧小録』のなかでも、草稿の段階での誤りを、二度目の報告の際には「所先考之商霖瑞佐者、按是別人明矣」として指摘している。なお、渡海した時点での鸞岡瑞佐の法諱は、幻住派への転派に伴い「省佐」と改められていたことを付け加えておく。⁽¹⁰⁾「瑞佐」の法諱は、当初連なっていた夢窓派靈松門派所属時のものである。

謙道(けんどうしやうせつ)

『異国使僧小録』では、謙道と宗設を別人として見なしている。実際は、「謙道」が道号で、「宗設」が法諱であることは、「宗設」の項で前述した通りである。

永寿(えいじゆ)

「皇明資治通記」を典拠として、明・正徳六年（永正八年・一五一一）に宋素卿とともに入明したことを伝えている。時期的に、永寿は大内氏と勘合争奪を繰り広げた細川氏が、堺から南海路で渡海させた遣明使一行に乗船していたものと考えられる。しかし、従来、管見の限り永寿に関する指摘をされた研究は見当たらない。

周護(しゆご)

応永一六年に管領斯波義将が朝鮮議政府左右政丞宛てに復書した際に、実際に使節として渡海した周護の關係史料『善隣国宝記』巻中一二号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。この使節は、斯波氏の朝鮮通交で、王城大臣使の朝鮮通交の初見であるが、『太宗実録』には「日本国王使」として明記されているため、日本国王代理としての斯波氏の通交と考えられている^{②3}。周護らは、足利義満の死去を正式に朝鮮に伝えるのとともに大蔵経の下賜を求めた。

徳林(とくりん)

応永一六年に管領斯波義将（日本国王代理）として、周護とともに朝鮮へ渡海した徳林の關係史料『善隣国宝記』巻中一二号文書の抜粋が、『異国使僧小録』に掲載されている。従来、徳林に関する詳細は不明であったが、『異国使

僧小録』では彼に関して二通りの意見が記載されている。一つは、建仁寺から報告された「徳林岳英 建長寺僧乎」というものである。残念ながら、徳林岳英なる人物は玉村竹二著『五山禅林宗派図』にも掲載されていない。ただし、西岩西庵の意見によれば、天隠龍沢の『黙雲藁』に所収される越後国円通寺住持の岳英西堂と同一人物ではないかとされている。もう一つは東福寺からの報告で、徳林を豊後国出身、天龍寺第一座（首座）から筑前国顕孝寺（太白真玄『玄太白疏藁』）・紀伊国興国寺（江西龍派『統翠稿』）（江西疏藁））・豊後国宝陀寺（蘭坡景蒞『雪樵独唱集』）を歴住した徳林口輔としている。何れの語録も、詩文中に徳林口輔が渡海したことを窺わせる文言を含んでいることから、これを応永一六年に朝鮮へ渡海した徳林の關係史料として提出したのである。これを受けて西岩西庵は、鉄舟徳濟の『閻浮集』に登場する徳林口輔が入元することを示した詩文と、希世靈彦の『村庵藁』に登場する徳林上人の詩文も同様の關係史料だとして報告している。しかし、東福寺が報告した『統翠稿』（江西疏藁）・『雪樵独唱集』の作者である江西龍派と蘭坡景蒞が文明期を中心とする室町中期に活躍した禅僧であることを考慮すれば、彼らの詠んだ徳林は応永一六年に朝鮮へ渡海した徳林（勿論『玄太白疏藁』の徳林口輔も）とは明らかに別人と見なさなければならぬ。ちなみに、玉村竹二氏は『統翠稿』（江西疏藁）の徳林を、徳林昭威と比定されている。他の語録については、作成者の活躍時期は合致しており、恐らく同一の徳林口輔に関する史料と思われるが、これが朝鮮へ渡海した徳林か否かを判断することは現段階ではできない。もし、徳林口輔であるとすれば、夢窓派慈濟門派に所属する空谷明応の法嗣に徳林本輔なる人物が確認できることから、恐らくこの禅僧に比定することが可能のように思われる。

葦洲（葦洲等縁）

葦洲等縁の關係史料は、禅僧の語録に多く残されている。『異国使僧小録』でも渡海關係史料を中心に、横川景三の『補庵京華前集』、『京花集』、月舟寿桂の『幻雲詩藁』や天隠龍沢の語録から数点の詩文を所収している。それらは、

葦洲等縁の遣明使としての渡明を詠っている。しかし、実際に彼が遣明使として渡海することはなかった。確かに、彼は一旦は明応期の遣明使として任命されることはあった。ところが、大内氏と細川氏の遣明船派遣をめぐる抗争の結果、遣明使のメンバーが二転三転し、結局彼は構成員から外れたため入明する事はなかった。⁽⁸⁵⁾ この時、遣明船正使として渡海したのは、前述した堯夫寿真である。ところで、『異国使僧小録』に所収される葦洲等縁関係の語録で、興味深い点がある。それは、天隠龍沢の語録を典拠として、天龍寺から報告された「送葦洲西堂入大明」と題する詩文が、玉村竹二編『五山文学新集』第五卷（天隠龍沢の作品を所収）のなかに見当たらないことである。天隠龍沢の著作物は、種類がかなり多く、今日多くの諸本が伝来している。⁽⁸⁶⁾ 恐らく、江戸中期の天龍寺にも天隠龍沢の語録が伝来しており、このなかには今日に伝来しない天隠龍沢の作品が収録されていたであろうか。何れにしても、『異国使僧小録』に所収されたことで、「送葦洲西堂入大明」の詩文を天隠龍沢の作品として追加することができた。

全俊（秀涯全俊）

秀涯全俊の関連記事は、『延宝伝燈録』から引用されている。⁽⁸⁷⁾ この報告は、天龍寺と相国寺の両寺から提出されているが、天龍寺側の報告は『延宝伝燈録』の引用に加え、秀涯全俊の師の鈍夫全快が入元した際に、湖州護聖万寿寺の月江正印に参じて印可を受けた点を指摘している。そのため、『延宝伝燈録』秀涯全俊条の冒頭が「信州善応寺秀涯全俊禪師、本州高井県人、拜鈍夫於善応削染」となっているところを、「秀崖諱全俊、姓神氏、信州高井県人、依善応寺快鈍夫出家、快月江印禪師嗣子也」としている。これに似た表記が中国側の複数の史料に存在し、報告を行った五山僧たちがこれらの史料類を参照したのであろうことは間違いない。なお、『延宝伝燈録』では秀涯全俊を入明僧としているが、実際は入元僧であったことは明らかである。

機先きせんかんゆう（機先鑑有）

管見の限り、機先鑑有なる人物に関する史料は中国側のものしか見出すことができない^(註)。これによれば、彼は元末明初の頃に渡海した日本僧で、中国瀕陽（現在の雲南地方）で「瀕陽八景詩」なる詩文を吟じ、彼地で死去したことが分かる。天龍寺からのみ唯一報告された史料ということを考慮すれば、康永元年（一三四二）の天龍寺船で入元した禅僧か、明初の対明通交で使節の一員として入明した禅僧である可能性が高い。

左省鈍牛さしょうどんぎゅう

管見の限り、左省鈍牛なる人物は不明であるが、渡海先の中国で文人の沈澗と遭遇し筆談したことが沈澗の『史隠録』のなかに残されている^(註)。興味深いことに、左省鈍牛は自らが日本使者となつた理由を『予乃俄補一官之闕』……又曰、『我国日本中無此官』、惟禅僧字本國文字、『故充使臣耳』と応談し、沈澗が理解していることである。前述の機先鑑有と同じく、天龍寺からのみ唯一報告された史料ということを考慮すれば、康永元年の天龍寺船で入元した禅僧か、明初の対明通交で使節の一員として入明した禅僧である可能性が高い。

対州以酏庵五山輪番之次第

以酏庵輪番僧の在番順序、出身の禅院、在番の期間などを一覧にした住持籍は今日数種類残されているが、最も完備しているのは鎌倉市山之内東慶寺内松ヶ岡文庫所蔵の『以酏庵住持籍』で、開山景轍玄蘇から八九世玉潤守俊までの記述がある^(註)。『異国使僧小録』の「対州以酏庵五山輪番之次第」は、第五一番古溪性琴までで記載が終了しており、全てを表記していない。

おわりに

以下、本章で考察してきたことを簡略にまとめてみる。

現在伝来している『異国使僧小録』は、内閣本と京大本の二つが確認できるが、京大本は内閣本を昭和五年に転写したものである。内閣本は、その蔵書印などから、江戸時代後期の儒者林述斎が記録調所の資料として収集した昌平坂学問所旧蔵本から、太政官文庫を経て内閣文庫へ伝来したものと考えられる。

『異国使僧小録』は、享保年間中頃に対馬以酊庵周辺の人物によって編纂されたものではないかと推測した。当該期の対馬藩は、対朝鮮外交渉を円滑に進める上でも、故事や記録を整備する必要に苛まれていた。また、京都五山内でも以酊庵に輪住する碩学僧が欠乏する状態にあった。このような状況から、対馬で収集された中世段階の外交関係史料に登場する多くの素性不詳の外交僧を調査し、まとめたのが『異国使僧小録』ではなからうかと思われる。成り立過程では、対馬以酊庵周辺の人物（『異国使僧小録』を編纂した人）が中世後期の素性不詳のマイナーな外交僧をリストアップしたものを京都五山へ送り、五山でその人物たちの関係史料を提出してもらう手法が取られた。この結果は、まず享保五年に「五岳耆宿答目」の題名で草稿ができた。編纂者はこれを土台として再度京都五山へ関係史料の報告を求め、その成果をまとめた（清書）。『異国使僧小録』は、この類似する二通りの報告内容（草稿と清書）を併せたものに目次を付け、巻尾に「対州以酊庵五山輪番之次第」を附す形で構成されている。このため、時期的な問題を考慮せず、禅僧の名前が同一という理由で報告された史料も存在しているため、渡海とは全く無縁の人物の関係史料も含まれている場合や、誤字・脱字・誤写など典拠史料の記載そのものに間違いが認められるものが多々ある。しかし、現在、確認する事ができない史料も含まれることもあり、中世後期の外交僧を考察する場合には一見の価値がある。しかも、『異国使僧小録』に典拠として掲載されている史料は、少なくとも享保年間の京都五山に所蔵されていたことを証明するものであり、当該期五山の所蔵物の一端を垣間見ることができる。

註

- (1) 田中健夫『統善隣国宝記』について——所収史料の特質と撰述の経緯——(同著『前近代の国際交流と外交文書』吉川弘文館 一九九六年、初出は一九八四年)。
- (2) 例えば、最近の代表的成果として、田中健夫編『(訳注)日本史料』善隣国宝記・新訂統善隣国宝記(集英社 一九九五年)がある。なお、本稿における『善隣国宝記』の文書表記は、同書の史料番号に依拠している。
- (3) 『改訂増補内閣文庫蔵書印譜』(国立公文書館 一九八一年)一〜三頁。以下、内閣文庫の蔵書印に関する知見は同書に依拠している。
- (4) 『国史大辞典』第一〇巻(吉川弘文館 一九八九年)「内閣文庫」の項目(福井保氏執筆)。
- (5) 『改訂増補内閣文庫蔵書印譜』(前掲) 一二六〜一二七頁。
- (6) 『記録解題』によれば、記録調所の本は、御家、御紀、典故、戦記、家伝、談話、漫録、附録の八部に分類排架され、その分類項目名を木版刷りにした小紙片を表紙右上部に貼ったものが多いという(註(3) 前掲書二〇頁)。
- (7) 京大本の法量計測は、京都大学文学部図書室の方のお手を煩わせた。
- (8) 「西庵」とは、西堂の意。
- (9) 「耆宿」とは、老尊宿の略で、永く叢林にあって修行した有徳の老師に対する尊称の意。
- (10) 白石虎月編『東福寺誌』(思文閣出版 一九三〇年) 九四六頁。
- (11) 相国寺史料編纂委員会編『万年山聯芳録 相国寺史料 別巻』(思文閣出版 一九九七年) 二五七頁。
- (12) 「建仁寺住持位次簿」(東京大学史料編纂所架蔵写本)、「東山歴代」(東京大学史料編纂所架蔵写本)。
- (13) 田中健夫「対馬以酌庵の研究——近世対朝鮮外交機関の一考察——」(註(1) 同氏前掲書に所収、初出は一九八八年) 一九七〜一八〇頁。
- (14) 白石芳留「以酌庵の研究資料」(『禅宗』第二三七号〔第二一卷第一二号〕 一九一四年)。
- (15) 以上、長正統「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』第五〇巻第四号 一九六八年) 七〇〜七三、一一七〜一二〇頁を参照のこと。

- (16) 秋宗康子「対馬以酌庵に赴いた相国寺派輪番僧について」(『立命館文学』第五二二号 一九九一年)。朝鮮修文職については、桜井景雄「対州修文職について」(同著『禅宗文化史の研究』思文閣出版 一九八六年、初出は一九六六年)を参照のこと。
- (17) 李元植『朝鮮通信使の研究』(思文閣出版 一九九七年)第二部第二章、同第八章、第四部第一章。
- (18) 『国史大辞典』第一三卷(吉川弘文館 一九九二年)「明実録」の項(神田信夫氏執筆)。
- (19) 村井章介「日明交渉史の序幕——幕府最初の遣使にいたるまで——」(同著『アジアのなかの中世日本』校倉書房 一九八八年)二六一〜二六二頁。
- (20) 「開溪字説」(玉村竹二編『五山文学新集』第五卷の一〇五八〜一〇五九頁)。
- (21) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(思文閣出版 一九八五年) 一八頁。
- (22) 玉村竹二「建仁寺妙喜庵看察子建浄業小伝」(同著『日本禅宗史論集』上巻 思文閣出版 一九七六年)、同『五山禅僧伝記集成』(講談社 一九八三年)二四六〜二四八頁、註(19) 村井章介氏前掲論文二五八〜二六一頁。
- (23) 『国書総目録』第七巻(岩波書店 一九七〇年) 三九九頁。
- (24) 玉村竹二「元末名尊宿の日本への招聘」(同著『日本禅宗史論集』下之二 思文閣出版 一九八一年) 一七六頁。
- (25) 如瑤については、例えば池内宏「明初に於ける日本と支那との交渉」(『歴史地理』第六巻第五〜八号 一九〇四年)、佐久間重男「明初の日中関係をめぐる二、三の問題——洪武帝の対外政策を中心として——」(同著『日明関係史の研究』吉川弘文館 一九九二年、初出は一九六六年)などを参照のこと。
- (26) 橋本雄「室町幕府外交の成立と中世王権」(『歴史評論』第五八三号 一九九八年) 二五〜二六頁。
- (27) 『堯山堂外紀』(国立公文書館内閣文庫所蔵版本)巻一〇〇、『列朝詩集小伝』(中国・上海古籍出版社出版 一九八三年)、『訳史紀余』巻之二など。なお、これらの諸点については、川越泰博、米谷均、榎本渉ら各氏からの御教示を受けた。
- (28) 註(25) 佐久間重男氏前掲論文、村井章介「征西府権力の性格」(註(19) 同氏前掲書に所収)などを参照のこと。
- (29) 詳細は、小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院 一九四一年) 三六〜四六頁、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲) 七二〇頁、伊藤幸司「大内氏の対外交流と筑前博多聖福寺」(『仏教史学研究』第三九巻第一号 一九九六年、後

に「大内氏の外交と博多聖福寺」と改題して拙著『中世日本の外交と禅宗』〔吉川弘文館 二〇〇二年〕に所収）などを参照のこと。

- (30) 玉村竹二校訂『扶桑五山記』（臨川書店 一九八三年）九四頁「龍室禾上」条を参照のこと。
- (31) 玉村竹二『五山禅林宗派図』（前掲）三一頁。
- (32) 中村栄孝「室町時代の日鮮関係」（同著『日鮮関係史の研究』上巻 吉川弘文館 一九六五年）一四九〜一五〇頁、註(2) 田中健夫氏編前掲書一〇二頁。
- (33) 米谷均「史料紹介」東大史料編纂所架蔵『日本関係朝鮮史料』（『古文書研究』第四八号 一九九八年）一〇九頁。
- (34) 今泉淑夫校訂『鹿苑院公文帳』（史料纂集）七一、一二〇頁。
- (35) 玉村竹二『五山禅林宗派図』（前掲）一九二頁。
- (36) 詳細は、小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』（前掲）四六〜五四頁、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』（前掲）五一四〜五一五頁、橋本雄「遣明船と遣朝鮮船の経営構造」（『遙かなる中世』第一七号 一九九八年）、伊藤幸司「一五・六世紀の日明・日朝交渉と夢窓派華藏門派——日本国王使の外交僧をめぐって——」（『朝鮮学報』第一七一輯 一九九九年、後に「室町幕府の外交と夢窓派華藏門派——日本国王使」の外交僧をめぐって——と改題して註(29) 前掲拙著に所収）などを参照のこと。
- (37) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』（前掲）二二〜三二頁。
- (38) 註(2) 田中健夫氏編前掲書一〇八〜一一四、五五七頁。
- (39) 川口卯橘「大藏経求請と日鮮の交渉」（『青丘学叢』第三号 一九三一年）、註(2) 田中健夫氏編前掲書五六二頁、村井章介「倭人たちのソウル」（同著『国境を超えて——東アジア海域世界の中世——』校倉書房 一九九七年、初出は一九九四年）、関周一「室町幕府の朝鮮外交——足利義持・義教期の日本国王使を中心として——」（阿部猛編『日本社会における王権と封建』東京堂出版 一九九七年）。
- (40) 『世宗実録』卷五六・一四年五月辛酉条。
- (41) 玉村竹二『五山禅林宗派図』（前掲）一七七頁。

- (42) 註(2) 田中健夫氏編前掲書五六三頁。
- (43) 『九鼎重禪師疏』(東京大学史料編纂所架蔵写本)「前安国虎溪住建仁」、註(36) 前掲拙稿を参照のこと。
- (44) 註(2) 田中健夫氏編前掲書一四六〜一四八頁。
- (45) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲) 三六三〜三六四頁、註(2) 田中健夫氏編前掲書一六六〜一六八、五六七頁、註(36) 橋本雄氏前掲論文四九頁。
- (46) 註(2) 田中健夫氏編前掲書一六六〜一六八頁。
- (47) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲) 二二頁、『扶桑五山記』(前掲) 一七八頁。
- (48) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲) 二八頁。
- (49) 『蔭涼軒日録』(増補続史料大成) 長祿三年二月七日条。
- (50) 註(36) 橋本雄氏前掲論文四九頁。
- (51) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲) 四二頁。
- (52) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲) 六八一〜六八二頁。
- (53) 『扶桑五山記』二〇四頁。
- (54) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲) 九〇〜九一頁。
- (55) 伊藤幸司「堺における遣明船と禅宗勢力——東福寺派と取龍首座について——」(今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』岩田書院 一九九八年)、同「中世後期地域権力の対外交渉と禅宗門派——大内氏と東福寺聖一派の関わりを中心として——」(『古文書研究』第四八号 一九九八年)。なお、前者は「室町幕府の日明貿易と禅宗勢力——堺における東福寺聖一派と取龍首座——」、後者は「大内氏の外交と東福寺聖一派寺院——博多承天寺・長府長福寺・赤間関永福寺——」及び「地域権力の外交文書起草と禅僧」と改題増補して、註(29) 前掲拙著に所収されている。
- (56) 「遣高麗国書」(玉村竹二編『五山文学新集』第一巻の二〇七〜二〇九頁)。
- (57) 註(32) 中村栄孝氏前掲論文一八五〜一八六頁、田中健夫「勘合符・勘合印・勘合貿易」(同著『対外関係と文化交流』思文閣出版 一九八二年、初出は一九八一年)八九〜九〇頁。橋本雄「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」(『史

- 学雑誌』第一〇六編第二号 一九九七年) 四九〇五二頁。
- (58) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲) 五五九頁。
- (59) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲) 一九三頁。
- (60) 「遣唐表」(玉村竹二編『五山文学新集』第一卷の二七四〜二七八頁)。
- (61) 「遣唐表」(玉村竹二編『五山文学新集』第四卷の八六六〜八六七頁)。
- (62) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲) 一九二頁。
- (63) 詳細は、丸亀金作「高麗の大藏経と越後安国寺とについて」(『朝鮮学報』第三七・三八輯 一九六六年)、註(36)前掲拙稿などを参照のこと。
- (64) 『蔭涼軒日録』文明一八年六月二八日条、長享二年三月三〇日条。
- (65) この文書については、註(36)前掲拙稿のなかで詳細に分析した。
- (66) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(前掲) 九〇〜一〇一頁、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲) 一〇八頁、湯谷稔「蔭涼軒日録が語る遣明貿易・堺南庄」(『禅文化研究所紀要』第一三号 一九八四年)などを参照のこと。
- (67) 寧波の乱に関する概説は、小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(前掲) 一二九〜一五八頁、史料では『大日本史料』第九編之二〇・大永三年四月三〇日条「是ヨリ先、大内義興ノ使宗設、明浙江省寧波ニ至リ、尋デ、細川高国ノ使瑞佐岡・宋素卿、同ジク至ル、互ニ使ノ真偽ヲ争ヒ、是日、宗設、瑞佐等ヲ殺シ、寧波ヲ焼キ、明官人ヲ捕ヘテ逃ル、」を参照のこと。
- (68) 註(2) 田中健夫氏編前掲書三三三頁。
- (69) 『中宗実録』卷四九・一八年八月乙卯条。
- (70) 伊藤幸司「中世後期の臨済宗幻住派と対外交流」(『史学雑誌』第一〇八編第四号 一九九九年、後に増補して註(29)前掲拙著に所収)、同「中世後期における対馬宗氏的外交僧」(『年報朝鮮学』第八号 二〇〇二年)。
- (71) 「商霖号」(上村親光編『五山文学全集』第四卷の四七〇頁)。
- (72) 鸞岡省佐については、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲) 七〇六〜七〇七頁、註(70)前掲拙稿を参照のこと。

- (73) 『太宗実録』卷一九・一〇年正月丙戌条。註(2) 田中健夫氏編前掲書五五八〜五五九頁、註(57) 橋本雄氏前掲論文と一頁。
- (74) 長正統「中世日鮮関係における巨酋使の成立」(『朝鮮学報』第四一輯 一九六六年) 五九〜六〇頁。
- (75) 玉村竹二編『五山文学新集』第五卷の一八五頁。
- (76) 『異国使僧小録』では、『玄太白疏藁』を典拠している。『玄太白疏藁』は、『国書総目録』によれば「太白玄禪師疏」一冊/類・臨濟/著・太白真玄/写・兩足院とあり、建仁寺兩足院の史料を拝見することができないことから、「異国使僧小録」の典拠の記載に誤りがないかどうか確認することができない。
- (77) 「徳林住鷲峰」(玉村竹二編『五山文学新集』別卷一 思文閣出版 一九七七年) 八六頁。『異国使僧小録』は『江西疏藁』を典拠とするが、現在、我々が「徳林住鷲峰」の山門疏を確認することができるのは、『統翠稿』に依ってである。江戸中期の東福寺に、現在には伝えられていない『江西疏藁』が所蔵されていた可能性は高い。
- (78) 「徳林首座住豊之宝陀山門」(玉村竹二編『五山文学新集』第五卷の一六五〜一六六頁)。
- (79) 「送輔侍者之大元」(上村觀光編『五山文学全集』第二卷の一三一〜一三五頁)。
- (80) 「送徳林上人之番陽」(玉村竹二編『五山文学新集』第二卷の一八五頁)。玉村氏によれば、この詩偈は永享三年の作品とされている。
- (81) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲) 一六九頁。
- (82) 「葦洲字説」(玉村竹二編『五山文学新集』第一卷の二五二〜二五三頁)。
- (83) 「送葦洲禪師赴大明国詩并序」(玉村竹二編『五山文学新集』第一卷の九〇〇頁)。「京花集」の詳細については、玉村竹二「解題」(同編『五山文学新集』第一卷)を参照のこと。
- (84) 『続群書類従』第一三輯上の一九二頁。
- (85) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(前掲) 九〇〜一〇一頁、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲) 二四〜二五頁、註(66) 湯谷稔氏前掲論文などを参照のこと。
- (86) 玉村竹二「天隠龍沢集解題」(同編『五山文学新集』第五卷) 一三二〜一三六頁。

- (87) 秀涯全俊については、上村観光「全俊と宋景濂」(同編『五山文学全集』別巻 思文閣出版 一九七三年復刻)、同「秀涯全俊」(同編『五山文学全集』別巻三九五〜三九六頁)、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲)二八二頁を参照のこと。
- (88) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(前掲)五二六〜五二七頁。通説では、大覚派の靈岩道昭の法嗣ということになっている。
- (89) 『延宝伝燈録』(大日本仏教全書)巻一七の二四四頁。
- (90) 『列朝詩集小伝』(前掲)八一四頁、『訳史紀余』巻之二など。
- (91) 例えば、木宮泰彦『日華文化交流史』(富山房 一九五五年)所収の入宋僧一覽表・入元僧一覽表・入明僧一覽表、玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲)のなかに機先鑑有の名を見出すことはできない。
- (92) 例えば、木宮泰彦『日華文化交流史』(前掲)所収の入宋僧一覽表・入元僧一覽表・入明僧一覽表、玉村竹二『五山禅林宗派図』(前掲)のなかに左省鈍牛の名を見出すことはできない。
- (93) 『列朝詩集小伝』(前掲)八一六頁、『訳史紀余』巻之二など。
- (94) 註(13) 田中健夫氏前掲論文一六九〜一八七頁。

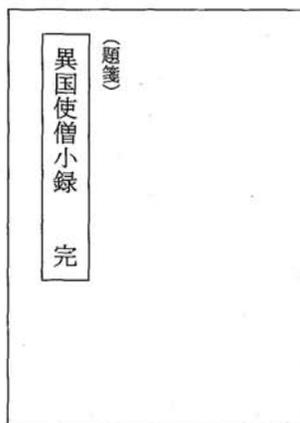
〔附記〕

本稿は、二〇〇〇〜二〇〇一年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。なお、本稿の内容の一部は、前近代対外関係史研究会(於・東京大学史料編纂所)及び第七一回禅学研究会学術大会(於・花園大学)にて口頭報告を行った。

○ 『異国使僧小録』の全文紹介

底本には、内閣本（国立公文書館内閣文庫所蔵写本）を用いた。全文紹介に際して、用字は一部を除いて新字体を以て表記し、底本の改行位置が文中にきた場合は「」の印で示し、筆者の判断で適当と思われる箇所句点を施した。また、『異国使僧小録』の典拠史料の正否は、可能なものについては各史料集に当たって確認した。そして、文字の誤記については、その語句の右側に「」書きで正字を表記し、脱文がある場合はその箇所に・を挿入し、右側に「」脱」とした。年号や固有名詞などは、現段階で判明するものについてのみ、右側に「」書きで説明を附した。また、京大本（京都大学文学部所蔵写本）との異同や、典拠史料の正否を判断する上で参考とした史料集の存在は、各々註を附して後掲した。なお、この点については本稿第三章の考察のなかで触れた註と重なる部分があるが、便宜を期すために、敢えてこの史料中でも註を附したことを断っておく。

(表紙)



(題箋)
異国使僧小録 完

聞溪円宣

浄業

喜春

如瑤

祖来

祖阿

道淵

寿允

允澎

芳貞

明空

主審

梵齡

中兌

永嵩

全密

秀彌

融円

宗礼

光以

正球

妙茂

慶瑜

等堅

寿莫

宗設

瑞佐

謙道

永寿

周護

徳林

葦洲

全俊

機先

左省鈍年(生)

自天龍(生考)古溪東堂考来、

道淵 龍室、諱道淵、嗣聖福宏書記、宏嗣(マツ、聖徳口題)大覚禪師、(中問)明州鄞県塩倉橋張氏子、年三十越海来、易服於、聖福寺為大

僧、開法長州安国寺、(定通寺)繼住聖福、後入、洛、永享四年、奉公命、列住天龍、奉使命入大明、对、御実、宣福(永享四年)七年也、(生)

允澎 東洋、諱允澎、嗣絶海中津、々嗣夢窓(疎石)七朝帝、住天龍、所住院曰慶源、

宗礼 寿福謙叟、諱宗礼、嗣建長物外什、々嗣南浦（物外付也）紹明、

光以 嗣南禪斯立光幢、々嗣理中則（理中則也）、々嗣浦雲棟（雲棟也）、棟嗣三聖愚直（愚直也）、々嗣聖一國師（國師也）、

妙茂 竹芳（竹也）、諱妙茂、嗣天錫成綸、々嗣絶海國師（絶海也）、奉命住天龍、

慶瑜 玉英、諱慶瑜、嗣東洋允澎、々嗣絶海（絶海也）、奉命住天龍、

全俊 秀崖（秀也）、諱全俊、姓神氏、信州高井県人、依善心（善心也）、寺快鈍夫出家（快也）、快月江印禪師嗣子也、參禪年久（年久也）、密承旨訣、

入明 徧踵知識之門、審問商略、与（與也）・学（學也）上（上也）、宋景濂為方外之交、宋公寄詩曰、自從離却日東（日東也）、国、随影江南濕翠間、
滿地落花春似海、不知、猶憶（猶憶也）五龍山、俊和（俊和也）・曰、一回錯買離鄉舶、抹過鯨波万里（万里也）、間、震且（震且也）・扶桑無異土（無異土也）、参方
飽看浙中山、後帰本邦（本邦也）・住善心（善心也）云々、

機先 諱鑑有、溟陽八景詩曰、豈料長為南竄客、朝、々相对独為翁、国初日本僧入貢者、多譴謫居滇（滇也）、南、沐氏得録
其詩也、胡粹中挽鑑機先詩曰、出扶（扶也）桑極東処、雲帰滇海最西頭、機先寂于滇（滇也）也、

左省鈍牛 日本使者朝貢、有一僧、名左省、字鈍牛（鈍牛也）、中春之初、雨雪連日、篷底僵臥、今日新晴、扣祝君（祝君也）、書屋、幸
遇君、一笑依稀十年之旧、社少陵所謂能（能也）、吏逢聯（聯也）・華筵值一金者也、卒賦小詩以呈、二月天和乍雪晴、見君似見祝
先生、醉中不覺処簷滴、吟作（吟作也）、灯前夜雨聲（夜雨聲也）、

如瑤

菊池家譜曰、武光家(菊池)ヲ謫子武政(菊池)ニ讓シカハ、武政肥後守ト号シ、隅府ニ城ヲ築テ住居シ、武威、父ニヲトラス、此時懷良親王(親王)

シマシ御養子泰成王ハ、太宰府ニ御住居アリシカハ、九州諸將オノオノ兩御所ニ出仕シケリ、応安四年、武政、親王(親王)ノ命ヲ奉シ、故例「ヲタツ子隣好ヲ求メテ使僧如瑤藏主ヲ大」明ニ遣シケルニ、高皇帝使僧ニ対面シ日本(日本)ノ風俗ヲ問シケルニ、彼僧詩ヲ賦シテ答ヘケル、

国比中原国人如上国人、衣冠唐制度礼楽」漢君臣、銀甕籥新酒金刀膾錦鱗、年々二三(二三)月桃季一般春、

高皇帝甚タ歡感アリシトナン、翌年明ヨリ「趙秩トイフモノヲ日本ニツカハシヌレハ、」菊池コレヲトメ、懷良親王ニ謁セシメテ「カヘス、明帝ハシメハ日本国王ナリトオモ」イシカ、後ニハシカラサル事ラシリ、又故ニ其後大明使僧仲猷(仲猷)・無逸(無逸)ト云モノ天台座主ニヨスル書中ニ云、前兩年皇帝凡三命使日」本関西親王皆自納之、于時以祖來入朝賀帝、」召天寧寺住持祖闍瓦官教寺住持某、命曰朕」三遣使于日本者意在見持明天皇、今関西之來非朕本意以其閑禁非僧不通、故欲命汝二」人密以朕意往告之云々、將軍義滿(義滿)コレヲ聞「テ、大ニ驚レケルトナリ、按堯山堂外記載此詩、作嗜哩嘛哈詩、懷良太子、後醍醐天皇之子也、紫陽菊池養育」而為主君、此時鹿苑院義滿為征夷將軍奮威、」当世(大)太明皇帝尊之為恭獻王遣使時々聘問」義滿為懷良之世仇故每執明使於紫陽而阻」之、懷良事詳于明政統綫、

懷良親王式部卿中務卿征西將軍、或称関西親王、

明史誤記懷良(懷良) 嘉慶二年三月十八日逝(逝)」于肥後八代郡麓山称前征西將軍宮、養後村上皇子泰成王、為嗣王称後

征西將軍宮、

・〔葦洲 愚 明空 生〕 癸丑之春、遊初葦洲禪師、將觀光于大明国、於是〔足利實政〕相公特降鈞旨、以留其行、人命為榮、〔貞世〕予竊聞之、不勝忻抃、

賦小偈一章、奉呈閣下、

小洞庭南日本東、意行何借一帆風、佗年閑戸知天」下、異域江山書卷中、

建仁月舟〔善性 10〕

送葦洲西堂入大明、

皇風何処不昇平、陸海何遙十萬程、手捧扶桑一輪日、大明国裡更添明、

建仁天隱〔龍政〕

自相国蘭谷西庵考来、

葦〔州〕■、崇禪天沢首座、其徒曰縁、〔等慈〕華胃出於細川〔國朝〕天竺氏、盖在天沢為族之阿戎也、茲春、奉枢府〔命披荆〕命披荆、位于

万年小頭首、人皆榮之、岩栖村庵〔相持等〕翁、宗門嵩〔明教 天竺 大實 德〕・璉也、字之曰葦洲云々、〔京華集〕

又、送葦洲禪師赴大明国詩・序曰、壬子之冬、我〔建徳四年〕友景德葦洲禪師、從其師相国天沢和尚、赴大〔命〕明国、盖奉国

信使也、禪師乃三会正覚国師直〔家 宗 聖 石〕下的孫、而日本国管領細川源公瓜葛也云々、
京華集〔12〕 後住相国、

明空〔事跡不知〕、応永九年、遣大明書、——謹使僧圭密〔室中〕・梵〔祥庵〕・雲・明空・通事徐本元云々、

善隣国宝記上〔中 13〕、

允澎

芳貞共事跡不知、宝徳三年、遣大明表、——方今以允澎（東傳）長老為專使、以僧芳貞（三）為綱司云々、同中、
又享徳三年、大明書、皇帝、勅諭日本国源義成（論議名）、——又差正・副使允澎等、齎捧表文云々、同中、¹⁴
¹⁵

周護

徳林共事跡不知、応永十六年、遣朝鮮書、——特遣周護書記・徳林藏主、專達此意云々、同中、¹⁶

圭籌

梵齡共事跡不知、（同義性） 応永三十年、道詮遣朝鮮書、——今重遣專使籌知客・副使齡藏主（梵齡）、（平） 梵齡別有

中兌

所陳云々、（同中）、又応永三十一年、答朝鮮書、——圭籌知客与回礼使偕至、——次將專使（成憲） 発中兌西堂、再論委曲云々、¹⁷
¹⁸

道淵事跡不知、永享五年、大明諭日本使、皇帝勅諭日、本国使道淵云々、同中、又同年大明書、——今者遣使（平） ¹⁹

道淵、奉表来朝云々、同中、²⁰

永嵩

全密、康正二年丙子、義政遣朝鮮書、——今時差遣使者永嵩西堂・全密西堂・惠光藏主等、聊修隣好、——仍苦（成憲） ²¹

吾方有寺、曰建仁、盖国初禅刹、⁽²¹⁾以為祈福之靈場也、所遣嵩・密二西堂、隸名此⁽²²⁾寺也久、是以有起廢之志云々、
同中、

秀彌事跡不知、寛正二年、朝鮮国王李瑀奉書日本⁽²³⁾、国殿下、——偕貴使秀弥前去云々、同中、⁽²²⁾

融円

宗礼共事跡不知、文正元年、丙戌遣朝鮮書、——故遣正使融円・副使宗礼等云々、同中、⁽²³⁾⁽²⁴⁾

光以事跡不知、文明二年、遣朝鮮書、——遣积徒光以藏主云々、同中、⁽²⁵⁾

正球事跡不知、文明四年壬辰、遣朝鮮書、——今差⁽²⁶⁾积氏正球首座云々、同中 又京華集、⁽²⁶⁾

妙茂

慶瑜共事跡不知、文明七年乙未、遣大明表、——茲遣⁽²⁷⁾正使妙茂長先⁽²⁸⁾・副使慶瑜首座、謹⁽²⁹⁾捧方物云々、⁽³⁰⁾同中又⁽³¹⁾京華集⁽³²⁾

等堅事跡不知、日本国准三宮道慶⁽³³⁾、奉書朝鮮国王⁽³⁴⁾殿下、——故今遣專使等堅首座等云々、国宝記下、⁽³⁵⁾

開漢(漢) 半陶漢二、⁽³⁶⁾開漢字說、⁽³⁷⁾関西台上人、⁽³⁸⁾洞下的裔、⁽³⁹⁾而肥・正覚、⁽⁴⁰⁾乃其受業也、⁽⁴¹⁾文明辛丑、⁽⁴²⁾上人偶度夏於江之瑞⁽⁴³⁾、⁽⁴⁴⁾阜、⁽⁴⁵⁾盖從

舍空栢舟老人而遊者也、⁽⁴⁶⁾小補大禪師、⁽⁴⁷⁾字之以開漢云々、⁽⁴⁸⁾小補者横川師也、⁽⁴⁹⁾開漢後有人唐之事乎、⁽⁵⁰⁾此說不見此事、⁽⁵¹⁾

瑞佐（前略）翰林胡蘆集、号商霖、上人、自幼依其師於三川藏（前略）瑞禪寺云、則山上永源一派也、師則仁恕老人（集卷）也云々、

（前略）胡蘆集者、万年宜竹軒景徐師集也、高霖不知從來入明乎、（32）

淨業 諱子建、建仁妙喜中岩和尚之徒也、淨業渡唐之日有詩曰、不識何山松竹底、又添一箇土、饅頭云々、藏

主而終于異朝、

全俊 信州善心秀涯全俊禪師、本州高井県人云々、入明徧踵知識之門、審問商略、与翰林学士宋景濂（33）為方外之交、

宋公寄詩曰、自從離却日東國、隨影江南溼翠間、滿地落花春似海、不知、猶憶五龍山（前略）、和韻曰、一回錯買離

鄉舶、抹過鯨波、万里間、震且扶桑無異土（土）、參方飽看浙中山、後歸本邦而住善心、建長鈍夫全快禪師法嗣、

延宝伝燈録十七（35）

自蘭谷（前略）西庵重而考來、

開溪円宣（前略）給州太守

非所先考開溪

祖來 淨業 喜春

宋文憲公護法録、送無逸勤公出使還鄉有親序云、于時日本良懷亦令僧祖來、奉表而至云々、

良懷已出奔、新設守土臣、疑祖來乞師中国、欲拘辱之云々、議遣総州太守円宣及淨業・喜春二僧、從南海、下太宰

府云々、（38）

貨・筵席並以先後為序、時瑞^(一)佐後至、素卿^(二)奸狡、饋市舶太監、以重宝先閱瑞佐貨、^(三)宴又今坐宗設、^(四)席間与瑞佐忿爭
与讐殺、^(五)監又・陰^(六)助佐、授之兵器、殺総・備倭都指揮劉綿、大掠寧波旁^(七)海卿鎮、素卿坐叛論死、宗設・瑞佐皆釈
還云々、

致嘉靖二年、倭夷宗設入貢、沿余姚江縱橫殺掠、抵^(八)紹興府逼令獻城、閩帥墜馬、而走匿民家、守臣避城、^(九)而縱賊焚
却、以城門鎮鑰付之賊手、以日本国号封^(一〇)我東庫、宗設所領倭夷、不過百十余人、而寧紹兩群^(一一)軍民、何啻百万、今
乃任彼攻掠、至于旬日之久、縱之^(一二)揚斬去云々、同年諸島爭貢、以邀利、大内芸興遣宗^(一三)設謙道云々、
弘治八年寿莫來貢、正徳六年、宋素謙・永寿來貢、求^(一四)祀孔子儀註、不許、鄞人宋澄告言、素卿本臣從子、^(一五)叛^(一六)從夷
人、守臣以聞、主客以素卿正使、^(一七)釈之、今論王効^(一八)順無侵辺云々、

祖阿 応永八年日本准三后道義上太明皇帝階^(一九)下書云、日本・開關以來、無不通聘門上邦、道義幸乘^(二〇)国釣、^(二一)境内無虞、^(二二)故使肥富
相副祖阿通好献方物云々、

正球 球^(二三)或作珠、或旧記曰、正球字梅霖、^(二四)嗣栢庭祖、^(二五)々嗣^(二六)青山永、^(二七)々嗣^(二八)夢窓石、嘗在建仁掌書記、臨終倡云、夫^(二九)子不知
字、達磨不会禪、倒入無間獄、笑叫四禪天、

妙茂 慶瑜

文明十八年丙午五月廿九日記、

大唐返表^(三〇)并別幅、^(三一)裹黄紙、^(三二)又裹黄絹、入綵箱、小而薄^(三三)赤漆也、年号成化十四年二月初九日、正使妙茂長^(三四)老・副使慶瑜^(三五)
首座云々、又文明十年戊戌十月廿九^(三六)日、渡唐正使竺^(三七)芳和尚・副使慶瑜首座云々、
龜泉日記如此、盖竺芳者妙茂之号乎、^(三八)

顯峯寿允 法嗣事跡不悉、諸山、

出雲国安国寺、無弘光源院三之内澄、天文十年、壬午五月晦日、

顯峯寿允 真如寺、

光源院御寄進三之内濟、天文十年五月晦日、

右、出任持簿、

自建仁江峰東堂考来、

淨業藏主、字子建、則建仁塔頭妙喜庵中岩之徒、有「護花鈴詩云、漁陽烏鵲、猶狼藉、蹴落沈香、亭醉花、

非相国子建、

永嵩西堂・全密西堂建仁僧也、住居不祥、

見慈照院殿書翰、

請朝鮮修理建仁書

日本国義政、瑞肅拜復

朝鮮国王殿下、

聖度如天、堯海歛浪、実無任欣荷之至、今特差遣使「者永嵩西堂・全密西堂・惠光藏主等、聊修隣好、少寓」慶悰、

伏幸、徹高明之聽、比年以来使者相繼音耗靡「絶、深憫瞻仰之私、仍告、吾方有寺、曰建仁、盖国初「刹、」以為祈

福之靈場也、所遣嵩・密二西堂、隸名此寺也」久、是以有起廢之志、茲行得便式告大王、切望特賜「憐憐、使獲大王

仁化覃遠也、不腆土宜、具如別幅、收録惟幸、春煒標季、伏希若時保重、万福、

康正二年丙子、

東洋、諱允澎、（中世）絶海派、院曰慶元、先日之記目ニハ作澎、其字相似故、試録呈時代亦難考、

梅嶺和尚肖像讚、

仏祖要極、衲僧法律、有時現金剛正体離幼空、有時彰真如自性分權美、拈華堂上、橫核豎抹、直試後徒（徒）、群玉府中、左右顧全無強匹、常見千象圍繞、撫以梵羅綿手、雖受三公婦仰、不屈万黃金膝、唯逐先躅、要登龜谷山、所憾輻德、不踞龍淵室、夫謂之松源的骨孫、宣揚監濟宗風、覆蔭后昆遠大、而退藏于密者也、

長祿庚辰（四世）無半月二十四日、

建仁住持小比丘永嵩（中世）梵香拜讚、

梅嶺者、瑞応先住也、瑞応者、永源兼帶鉄庵開基、自長祿庚辰、至応仁丁亥（元世）、八年、

本朝高僧詩選、淨業藏主孤雲詩云、

一片飄然無住着、暫時分榻伴山僧、晚來又被風吹着、飛去他山第幾層、

慶瑜 天龍招慶春庵玉英慶瑜 絶海 東洋 玉英

徳林岳英 建長寺僧乎、

葦洲等縁 相国寺僧乎、

自東福石霜 兩東堂石霜僧堂、天衣守德考來

祖阿 道淵 寿允 允澎 芳貞 明空 圭籌 梵齡 中兌 永嵩 全密 秀彌 融円 宗礼 光以 正球 妙茂

慶瑜 等堅 瑞佐 周護 徳林

右、二十二員之名、出于善隣国宝記、而未詳事迹、

道淵

字龍室、住持天龍寺、永享五年七月二十四日寂、於杭州仁和果中館駅、寿四十九歲^①、

中兌

建仁百二十一世虚溪諱——嗣春屋葩^{（麻屋妙徳）}、

光以

雖曰為東福宝勝院僧而記実無之、

瑞佐

東樵、字鸞岡、諱——^{（瑞佐）}、

徳林 豊後州人

天龍第一座輔公栄膺^{（瑞佐）}

鈞旨滌篆乎、筑之神感山頭孝寺 山門疏云、

西山高枕迎、素月送夕陽、碧海已航乘、長風破巨浪

^{（天）}玄大白疏葉

又、住鷺峰山門疏云、海上三山、戒万里之風・雲中^{（瑞）} 双闕、仰咫尺之天恩、^{（江西疏葉）}

又、住豊之宝陀院山門疏云、榴花開時、^{（瑞）} 将乘海槎而^{（瑞）} 搜勝、蒲葉乱処、^{（瑞）} 暫拋古寺以掩関、

同、道旧有之、二疏、雪樵独唱集^②

葦洲

崇禎天沢首座、其徒曰縁〔家徳〕、奉枢府命披剃、位于万〔相國寺〕、年小頭首、岩栖村庵翁〔翁世憲〕、字之曰〔葦洲〕——文明甲午〔六年〕、横川景三作、〔葦洲〕
之説、補庵京華集

妙茂

慶瑜

遣明表

半陶蓋
文明七年乙未、小補師所製、

日本國王印

日本國王臣源

義政

言

日照天臨、

大明式朝万国、海涵春育、

元化〔慶長〕■〔慶長〕■〔慶長〕四方〔慶長〕、

華夏〔慶長〕蛮貊〔慶長〕婦

仁、草木虫魚遂性、共惟、

大明皇帝陛下、神文聖武、睿智慈仁、

自西岩西庵考来、

皇帝一統車書攸同、弊邑多虞鼓角未、息

禹貢山川之外、身在東陬、

洛邑天地之中、心馳

北闕、茲遣正使妙茂長老(五老)・副使慶瑜首座(五老)、謹

捧方物、親承

寵光、冀推丹衷、曲賜

素察、謹表以

聞、臣源義政、誠惶誠恐頓首謹言、

成化拾壹年乙未秋捌月廿八日 日本国臣源

日本国王印

義政

(55)

德林

東福二長老所考之德林輔、以三疏之詞、為南渡之証、按鉄舟閻浮集有送輔侍者之大元之偈、蓋二長老所考輔德林乎、

送輔侍者之大元、

鉄舟閻浮集、

晚木蕭々辞竹扉、秋風輕卷一麻衣、只知仏法無南北、誰管人情有是非、鯨海饒為千里隔、雲濤不碍片帆飛、吾宗

近日陵遲甚、獵泉遊州便早帰、

送德林上人之番陽、

村庵集

此去番禺西更西、茆檐幾処聽晨鷄、孤僧不礙牢関險、破衲秋風過一溪、

建仁江峯東堂所考德林岳英、為建長之僧、按天隱然靈龜岳英西堂之詩、東堂所考之德林岳英乎、

越之后州円通禪寺住持岳英西堂、猷・関和譏之策、又欲東馬首、於是相府、持降巨福帖命、以(本)・其行、可謂法

山書卷中、(身卷)建仁月舟、

送葦洲西堂入大明、皇風何処不昇平、陸海何、(編卷)遥十万程、手捧扶桑一輪日、大明国裡更添明、(編卷)建仁天隱、

右、天龍古溪東堂考、

葦洲 (等巻)崇禎天沢首座、其徒曰縁、(等巻)華胄出於細川、(編巻)天竺氏、蓋在天沢為族之阿戎也、茲春、奉枢府命、(南傳寺)披剃、位于万年小

頭首、人皆榮之、(等巻)岩栖村庵翁、(明教院)宗門嵩・璉也、(大覺庵)字之曰葦洲云々、(京華集)

送葦洲禪師赴大明国詩・序曰、壬子之冬、我友景德、(延徳四年)葦洲禪師、從其師相国天沢和尚、赴大明国、蓋、(等巻)奉国信使也、

禪師乃三會正覚国師直下的孫、(夢窓疏石)而日本国管領細川源公瓜葛也、(京華集)後住相国、

聞溪(半脚兼二)、(開溪字説)関西薰上人、洞下的裔、而肥・正覚、乃、(曹徳)其受業也、(三傳)文明辛丑、上人偶度夏於江之瑞阜、蓋、(念)從舍空栢舟

老人而遊者也、(編卷三)小補大禪師、字之以、(開溪)聞溪、(小補者横川師也)聞溪後有入唐之事乎、此說不見此事、

瑞佐 (胡蘆集者)翰林胡蘆集、(開巻)号商霖、(瑞佐)上人自幼依其師於三川蔵瑞、(重巻)禪寺、則山上永源一派也、師則仁恕老人也、

淨業 (和國寺)諱子建、(開巻)々仁妙喜中岩和尚之徒也、(開巻)淨業、(開巻)渡唐之日有詩曰、不識何山松竹底、又添一箇上、饅頭云々、蔵主而

終于異朝、或日記云、淨業字子建、(中巖四月)月、中巖徒也、

瑞佐 (開巻)所先考之商霖瑞佐者、按是別人明矣、(開巻)出・求故、有曰、(開巻)指揮殿裏三千仏、(開巻)麗倒門前千、(開巻)右、相国蘭谷西庵考、

正球 (開巻)球或作玖、或日記曰、正球字梅霖、(開巻)嗣栢庭祖、(開巻)々嗣、(開巻)青山永、(開巻)々嗣夢窓石、(開巻)嘗在建仁掌書記、臨終、(開巻)倡云、天子不知

字、達磨不会禪、(開巻)倒入無間獄、笑、(開巻)叫四禪天、

妙茂 (開巻)慶瑜、(開巻)文明十八年丙午五月廿九日記、

大唐返表 (開巻)并別幅、(開巻)裏黃紙、(開巻)又裏黃絹、(開巻)入絵箱、(開巻)小、(開巻)而薄赤漆也、(開巻)年号成化十四年二月初九日、(開巻)正使、(開巻)妙茂長老・副使

妙茂 (開巻)慶瑜、(開巻)文明十八年丙午五月廿九日記、

大唐返表 (開巻)并別幅、(開巻)裏黃紙、(開巻)又裏黃絹、(開巻)入絵箱、(開巻)小、(開巻)而薄赤漆也、(開巻)年号成化十四年二月初九日、(開巻)正使、(開巻)妙茂長老・副使

慶瑜首座云々、又文明十年戊戌〔十月廿九日、渡唐正使竺芳和尚・副使慶瑜首座云々、

(王考)
(藤原軒日記)
龜泉日記如此蓋竺芳者、妙茂之号乎

頭峯寿允 法嗣事跡不悉、諸山、

出雲国安国寺、無弘光源院三之内澄、天文十年壬午五月晦日、

頭峯寿允 真如寺

光源院御寄進三之内濟、天文十年五月晦日、

右、出住持簿、

右、相国蘭谷西庵再考、

淨業藏主、字子建、々仁塔頭妙喜庵中岩之徒、有(同月)「護花鈴詩云、漁陽烏鵲、猶狼藉、蹴落沈香、亭醉花、

非相国子建、

永嵩西堂・全密西堂建仁僧也、(會考)住居不祥、見慈照院殿書、(足利義慈)

東洋、諱允澎、絶海派、院曰慶元、先日之記目(中世)ニハ、作澎、其字相似、故試録呈時代亦難省、

梅嶺和尚肖像讚、見上故略、

建仁江峯考、(宗考)

三考見前文、東福(石霜)西堂考、(古蹟傳信 天衣守也)

故今省之、西岩西庵考、

浄業

月中岩(命題再見)自譜云、応安二年己酉、

春在龍興、雑談云、己酉春、(応安二年)村裏梅開、蘭未放花、詩「寄妙喜、看屋浄業、為問水・仙(建仁寺)

花如何、詩曰、

幽蘭厄雪未全開、先讓春風與野梅、々下水仙着「花否、新詩撩撥好相催、(命)

孤雲、

浄業、(子題)

一片飄然無住着、暫時分榻伴山僧、晚來又被風吹「着、飛去他山第幾層、(意)

次韻答業子建、兼簡中岩和尚 義堂(子建浄業)(命)(廣信)

但得心同信乃通、不須吏問馬牛風、誠看第五橋辺「水、日夜朝宗只向東、

東山水上話流通、添得微涼殿閣風、紙襖抄來看又「別、千光塔在鴨川東、(建仁寺興隆園)

有書煩汝為吾通、問訊山頭左掣風、三尺竹筧拈在「手、不応長掛大湖東、(命)

和業子建韻送龍雲溪二首、 七言律、見于空華、(子建浄業)(命)(空華集)

葦洲

癸丑之春、遊初葦洲(命)禪師、將觀光牙大明国、於是「相公特降鈞旨、以留其行、人命為榮、子竊聞之、不勝忻抃、賦(足利義慈)(命)(月)

小偈一章、奉呈几下、 月舟、(命)

小洞庭南日本東、意行何借一帆風、佗年閑戸知「天下、異域江山書卷中、(命)

送葦洲西堂入大明、

(等堅)
天隱、

皇風何処不昇平、陸海何遙十萬程、手捧扶桑一輪日、大明國裏更添明、

等堅

荅景德堂頭和尚書

仰之謙梵高
創對之景德

等堅、

書中、

(大明)八年

爰丙午之歲、吾准三宮特差專使、求大藏經於朝鮮、

(足利善政)

予雖乏其才、叨得備員、

(等堅)

發軔之日、雲居主席為設祖筵、仍謂予曰、

(天龍寺、高住左衛門)

雲居主席為設祖筵、仍謂予曰、

吾國使朝鮮者、未嘗不寄舟楫於對州、

(對州)

夫對州佐賀景德者、

(仰之謙德)

師吾門師叔而太守所敬重也、

赴于彼者不一見者、

(仰之謙高)

師則

為虛行行云、

詩曰

客裏忽々及兩年、風流聊欲学前賢、擔頭不帶鷄林物、只袖贈行名士篇、

自注、予今使朝鮮、遂諸士有贈詩、故及此、

(佐考)
右、古溪再考、

(對州)
對州以酌禪庵

五山輪番之次第

寬永十二年乙亥十一月初渡、

第一番 東福宝勝院王峯光璘東堂

自寬永十二乙亥
至同十三丙子

第二番 東福南昌院棠陰玄召東堂

自同十三丙子
至同十五戊寅

寛永十三年丙子十一月、朝鮮信使來聘、玉璘・棠陰⁽⁵⁵⁾、兩老送迎、赴關東、

第三番 天龍寺慈濟院洞叔寿仙東堂

自同十五戌寅
自同十六己卯

第四番

〔玉峰〕脱

自同十六己卯
自同十七庚辰

第五番

〔棠蔭〕脱

自同十七庚辰
自同十八辛巳

第六番

〔洞叔〕脱

自同十九辛巳
自同十九壬午

第七番

〔棠蔭〕脱

自同十九壬午
自同二十癸未

第八番

建仁十如院釣天永洪東堂

自同二十癸未至
自同二十一甲申

寛永二十年癸未六月、朝鮮信使來聘、鈞天・周南⁽⁵⁶⁾、兩老送迎、赴關東、

第九番

東福良岳院周南円且東堂

自正保元甲申
自同二乙酉

第十番

建仁清住院茂源紹栢東堂

自同二乙酉
自同三丙戌

第十一番

鈞天

自同三丙戌
自同四丁亥

第十二番

周南

自同四丁亥
至同年十一月

第十三番

茂源

自同四丁亥
至慶安三庚寅

第十四番

鈞天

自同三庚寅
至承德二癸巳

第十五番

天龍鹿王院賢溪玄倫東堂

自同三癸巳
自同三甲午

第十六番

建仁大統院九岩中達東堂

自同三甲午
自同四乙未

第十七番

茂源

自明曆元乙未
自同三丁酉

明曆元年乙未九月、朝鮮信使來聘、九岩・茂源兩老⁽⁵⁷⁾、送迎、赴關東、此時輪番二年之儀、於江戶相定、

第十八番

相国慈照院覺雲顯吉東堂

自同三丁酉
至万治二己亥

第十九番

東福良岳院天沢円育東堂

自同二己亥
至同四辛丑

第二十番

建仁永源庵顯令通憲東堂

自寛文元辛丑
至同三癸卯

第二十一番

東福龍眠庵天華令瞻東堂

自同三癸卯
至同五乙巳

第二十二番

天龍慈濟院虎林中虔東堂

自同五乙巳
至同七丁未

第二十三番

相国富春軒春葩宗全東堂

自七丁未
至同九己酉

第二十四番

天龍寿寧院泉叔梵亭東堂

自同九己酉
至同十一辛亥

第二十五番

天龍南芳院江岳元策東堂

自同十一辛亥
至同十二壬子

第二十六番

相国玉龍院愚溪等原東堂

自同十二壬子
至同十三癸丑

第二十七番

東福本成寺南宗祖辰東堂

自延宝元癸丑
至同三乙卯

第二十八番

天龍妙智院蘭堂玄森東堂

自同三乙卯
至同五丁巳

第二十九番

建仁兩足院雲外東竺東堂

自同五丁巳
至同七己未

第三十番

南宗

自同七己未
至同九年酉

第三十一番

相国光源院如舟妙恕東堂

自九辛酉
至天和二壬戌

第三十二番

相国慈雲庵太虚顯雲東堂

自同二壬戌
至同四甲子

天和二年壬戌七月、朝鮮信使来聘、太虚・南宗、兩老送迎、赴関東、

第三十三番

天龍延慶院古靈道充東堂

自同四甲子
至貞享三丙寅

第三十四番

建仁清住院松堂宗植東堂

自三丙寅
至同五戊辰

第三十五番

建仁天統院黄岩慈璋東堂

自同五戊辰
至元禄二庚午

第三十六番

相国瑞奉庵天啓集仗東堂

自同三庚午
至同五壬申

第卅七番

天龍南芳院東谷守洵東堂

自同五壬申
至同七甲戌

第卅八番

東福南昌院松隱玄棟東堂

自同七甲戌
至同九丙子

第卅九番

天龍真乘院文礼周都東堂

自同九丙子
至同十一戊寅

第四十番

天龍妙智院中山玄中東堂

第四十一番

相国慈照院別宗祖縁東堂

第四十二番

東福龍眠庵雪堂令研東堂

第四十三番

〔松堂・脱〕

第四十四番

天龍寿寧院関仲智悦東堂

第四十五番

天龍真乘院月心性湛東堂

第四十六番

建仁永源庵雲壑永集東堂

第四十七番

中山

正徳改元辛卯九月、朝鮮信使来聘、^(永徳)雲壑・^(眞徳)別宗両老、送迎、赴關東、^(眞徳)

第四十八番

関仲

第四十九番

東福即宗院石霜龍菴西堂

第五十番

月心

第五十一番

天龍宝寿院古溪性琴東堂

享保四癸亥年九月、朝鮮信使来聘、^(性徳)月心・^(眞徳)石霜両老送迎、赴關東、^(眞徳)

注

- (1) 玉村竹二校訂『扶桑五山記』（臨川書店 一九八三年）九四頁では、「龍室禾上、諱道淵、扁聖福宏書記、宏扁靈峰、□_レ〃_レ扁大覚」とある。
- (2) 『扶桑五山記』九四頁「龍室禾上」条参照。
- (3) 『延宝伝燈録』（大日本仏教全書）卷一七の二四四頁参照。『列朝詩集小伝』（中国・上海古籍出版社出版 一九八三年）八一—四頁、『訳史紀余』卷之二も参照。
- (4) 『列朝詩集小伝』（前掲）八一—五頁、『訳史紀余』卷之二参照。
- (5) 『列朝詩集小伝』（前掲）八一—六頁、『訳史紀余』卷之二参照。
- (6) 『列朝詩集小伝』（前掲）八一—五頁、『訳史紀余』卷之二参照。『堯山堂外紀』（国立公文書館内閣文庫所蔵版本）卷一〇〇。
- (7) 京大本では、「剡」を消して「関」に改めている。
- (8) 京大本では、「明史誤記良懐」の右に朱点あり。
- (9) 内閣本では「逝」の次に判読しがたい文字が二字存在するが、京大本では「逝」の次が空白となっている。
- (10) 『幻雲詩藁』（続群書類従）第一三輯上）第二の一九二頁参照。
- (11) 「華洲字説」（玉村竹二編『五山文学新集』第一卷 思文閣出版 一九六七年）二五二—二五三頁参照。
- (12) 「送葦洲禪師赴大明国詩并序」（玉村竹二編『五山文学新集』第一卷の九〇〇頁）参照。
- (13) 『善隣国宝記』卷中四号文書参照。なお、『善隣国宝記』の文書表記は、田中健夫編『（訳注日本史料）善隣国宝記・新訂 続善隣国宝記』（集英社 一九九五年）の史料番号に依拠している。
- (14) 『善隣国宝記』卷中二八号文書参照。
- (15) 『善隣国宝記』卷中二九号文書参照。
- (16) 『善隣国宝記』卷中一二号文書参照。
- (17) 『善隣国宝記』卷中一七号文書参照。
- (18) 『善隣国宝記』卷中一八号文書参照。

- (19) 『善隣国宝記』卷中二一号文書参照。
- (20) 『善隣国宝記』卷中二二号文書参照。
- (21) 『善隣国宝記』卷中三〇号文書参照。
- (22) 『善隣国宝記』卷中三三号文書参照。
- (23) 京大本では、「同中」なし。
- (24) 『善隣国宝記』卷中三五号文書参照。
- (25) 『善隣国宝記』卷中三六号文書参照。
- (26) 『善隣国宝記』卷中三七号文書、「遣高麗國書」(玉村竹二編『五山文学新集』第一卷の二〇七〜二〇九頁)参照。
- (27) 京大本では、「妙茂長光」とある。
- (28) 『善隣国宝記』卷中三九号文書、「遣唐表」(玉村竹二編『五山文学新集』第一卷の二七四〜二七八頁)参照。
- (29) 『善隣国宝記』卷下一一号文書参照。
- (30) 京大本では、「慶」を朱書きで消して、「度」とある。
- (31) 「聞溪字説」(玉村竹二編『五山文学新集』第四卷 思文閣出版 一九七〇年)一〇五八〜一〇五九頁参照。
- (32) 「商霖号」(上村観光編『五山文学全集』第四卷 思文閣出版 一九七三年復刻)四七〇〜四七一頁参照。
- (33) 京大本では、「瀧」の横に朱書きで「瀧力」とある。
- (34) 京大本では、「五」を「土」とする。
- (35) 『延宝伝燈録』卷一七の二四四頁参照。
- (36) 京大本では、横に朱書きで「マ、」とある。
- (37) 京大本では、横に朱書きで「マ、」とある。
- (38) 『翰苑統集』(『宋濂全集』第二册 中国・浙江古籍出版社出版 一九九九年)卷之七「送無逸勤公出使還鄉省親序」。
- (39) 京大本では、■を「業」と読んでいる。
- (40) 京大本では、横に朱書きで「マ、」とある。
- (41) 『太祖実録』卷五〇・洪武三年三月是月条、洪武四年一〇月癸巳条、洪武七年六月乙未条参照。

- (42) 辻善之助編『空華日用工夫略集』(大洋社 一九三九年) 応安元年元旦条、頁不明 応安元年・一六日条(二二頁) 参照。
- (43) 京大本では、「虜」を「膚」とする。
- (44) 『皇明統紀』(国立公文書館内閣文庫所蔵版本) 卷之上参照。
- (45) 京大本では、「先」を「光」とする。
- (46) 以上は、『大日本史料』第九編之二〇・大永三年四月三〇日条、第九編之三・永正七年是歳条所収史料参照。
- (47) 『蔭涼軒日録』(増補統史料大成) 文明一八年五月二九日条参照。
- (48) 今泉淑夫校訂『鹿苑院公文帳』(史料纂集) 七一、一二〇頁参照。
- (49) 『善隣国宝記』卷中三〇号文書参照。
- (50) 『本朝高僧詩選』(京都大学附属図書館所蔵版本) 浄業の部参照。
- (51) 『扶桑五山記』九四頁「龍室禾上」条参照。
- (52) 「徳林首座住豊之宝陀山門」「同道旧」(玉村竹二編『五山文学新集』第五卷 一九七一年) 一六五〜一六六頁参照。
- (53) 「葦洲字説」(玉村竹二編『五山文学新集』第一卷) 二五二〜二五三頁) 参照。
- (54) 京大本では、「元化爰四方」とする。
- (55) 「遣唐表」(玉村竹二編『五山文学新集』第四卷) 八六六〜八六七頁参照。
- (56) 「送輔侍者之大元」(上村観光編『五山文学全集』第二卷 思文閣出版 一九七三年復刻) 一三二〜一三五頁参照。
- (57) 「送徳林上人之番陽」(玉村竹二編『五山文学新集』第二卷 思文閣出版 一九六八年) 一八五頁参照。
- (58) 玉村竹二編『五山文学新集』第五卷の一八五頁参照。
- (59) 註(1)を参照。
- (60) 『中岩和尚自歴譜』(『統群書類従』第九輯下) 応安二年己酉条参照。
- (61) 「次韻答葉子建兼簡中岩和尚」(上村観光編『五山文学全集』第二卷の一四〇二〜一四〇三頁) 参照。
- (62) 「和葉子建韻送龍雲溪」(上村観光編『五山文学全集』第二卷の一五九九頁) 参照。
- (63) 京大本では、「牙」の右に朱書きで「于カ」とする。
- (64) 京大本では、「閑」の右に朱書きで「閑カ」とする。

- (65) 「寛永十三年丙子十一月、朝鮮信使来聘、玉峯・棠陰両老送迎、赴関東」の記載は、『通航一覽』(国書刊行会 一九二二年) 卷三〇の三六七頁にもある。
- (66) 京大本では、自同十七庚辰至同十八辛巳とする。
- (67) 『通航一覽』 卷三〇の三六七頁では、「寛永二十年癸未六月、信使来聘、鈞天・周南両老送迎、赴関東」の記載が、第九番の次にある。
- (68) 京大本では、自同四丁亥至同辛十一月とする。
- (69) 『通航一覽』 卷三〇の三六八頁では、「明暦元年乙未九月、信使来聘、九岩・茂源両老赴関東、此時輪番二年之儀、於江戸相定」とある。
- (70) 田中健夫「対馬以酚庵の研究——近世対朝鮮外交機関の一考察——」(同著『前近代の国際交流と外交文書』吉川弘文館 一九九六年、初出は一九八八年) 一七七頁では、如舟妙恕が天和元年一月二六日に以酚庵にて死去(四六歳)したことから、輪住期間を天和元年六月から同年十一月としている。
- (71) 『通航一覽』 卷三〇の三六八頁では、「天和二年壬戌七月、信使来聘、太虚・南宗送迎、赴東武」とある。
- (72) 註(70) 田中健夫氏前掲論文一七七頁では、輪住期間を元禄元年四月から同三年(庚午) 四月までとする。
- (73) 『通航一覽』 卷三〇の三六九頁では、「正徳元年辛卯十月、信使来聘、別宗・雲壑両老送迎、赴于関東」とある。
- (74) 『通航一覽』 卷三〇の三六九頁では、「享保四己亥年九月、信使渡海、月心・石霜接伴、赴于関東」とある。